

第 4 回

熊本県議会

# 経済環境常任委員会会議記録

平成28年9月29日

開 会 中

場所 第 2 委 員 会 室

第 4 回 熊本県議会 経済環境常任委員会会議記録

平成28年9月29日（木曜日）

午前9時59分開議  
午後0時21分休憩  
午後0時26分開議  
午後0時59分閉会

本日の会議に付した事件

- 議案第1号 平成28年度熊本県一般会計補正予算（第11号）
- 議案第3号 平成28年度熊本県臨海工業用地造成事業特別会計補正予算（第1号）
- 議案第7号 専決処分の報告及び承認についてのうち
- 議案第8号 専決処分の報告及び承認についてのうち
- 議案第9号 専決処分の報告及び承認についてのうち
- 議案第13号 熊本県地球温暖化の防止に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第14号 熊本県緊急雇用創出基金条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第29号 専決処分の報告及び承認について
- 議案第51号 平成28年度熊本県一般会計補正予算（第12号）
- 議案第53号 平成28年度熊本県工業用水道事業会計補正予算（第2号）
- 報告第16号 公益財団法人水俣・芦北地域振興財団の経営状況を説明する書類の提出について
- 報告第17号 公益財団法人熊本県環境整備事業団の経営状況を説明する書類の提出について
- 報告第18号 一般財団法人熊本テルサの経営状況を説明する書類の提出について

報告第19号 公益財団法人熊本県雇用環境整備協会の経営状況を説明する書類の提出について

報告第20号 希望の里ホンダ株式会社の経営状況を説明する書類の提出について

報告第21号 公益財団法人くまもと産業支援財団の経営状況を説明する書類の提出について

報告第22号 一般財団法人熊本県起業化支援センターの経営状況を説明する書類の提出について

報告第23号 株式会社テクノインキュベーションセンターの経営状況を説明する書類の提出について

報告第24号 県有地信託の事務処理状況を説明する書類の提出について

報告第25号 一般財団法人熊本県伝統工芸館の経営状況を説明する書類の提出について

請第17号 地域の実情に応じた運用を認める「民泊」制度の法制化に係る国への意見書提出を求める請願

請第18号 （有）山口海運の岩石採取計画の認可申請に関する請願

閉会中の継続審査事件（所管事務調査）について

報告事項

- ①「復旧・復興プラン」の改訂について
- ②水俣病対策の状況について
- ③「阿蘇くじゅう国立公園」に係る「国立公園満喫プロジェクト」について
- ④熊本地震に係る災害廃棄物処理の状況について
- ⑤荒瀬ダム撤去について

出席委員（8人）

委員長 内野 幸喜  
副委員長 前田 憲秀  
委員 西岡 勝成  
委員 岩中 伸司  
委員 溝口 幸治  
委員 磯田 毅  
委員 末松 直洋  
委員 高島 和男

欠席委員(なし)

委員外議員(なし)

説明のため出席した者

環境生活部

部長 田代 裕信  
政策審議監 坂本 孝広  
環境局長 成富 守  
県民生活局長 田中 義人  
首席審議員兼  
環境政策課長 村井 浩一  
水俣病保健課長 小原 雅之  
水俣病審査課長 藤本 聡  
水俣病審査課政策監 山口 喜久雄  
環境立県推進課長 橋本 有毅  
環境保全課長 川越 吉廣  
自然保護課長 中尾 忠規  
循環社会推進課長 久保 隆生  
くらしの安全推進課長 猿渡 信寛  
首席審議員兼  
消費生活課長 中富 恭男  
男女参画・協働推進課長 守山 幸子  
人権同和政策課長 園田 正喜  
商工観光労働部  
部長 奥 蘭 惣 幸  
政策審議監兼  
商工政策課長 磯田 淳  
商工労働局長 伊藤 英典  
新産業振興局長 寺野 慎吾  
観光経済交流局長 中川 誠  
国際スポーツ大会推進局長 小原 雅晶  
商工振興金融課長 原山 明博

労働雇用創生課長 石元 光弘  
産業支援課長 三輪 孝之  
エネルギー政策課長 前野 弘  
企業立地課長 岡村 郷司  
観光課長 永友 義孝  
国際課長 小金丸 健  
政策監 末藤 尚希  
首席審議員兼

くまもとブランド推進課長 柳田 紀代子  
国際スポーツ大会推進課長 水谷 孝司  
企業局

局長 五嶋 道也  
次長兼総務経営課長 福島 裕  
工務課長 武田 裕之

労働委員会事務局

局長 白濱 良一  
審査調整課長 真田 由紀子

事務局職員出席者

議事課課長補佐 福田 博文  
政務調査課参事 徳永 和彦

午前9時59分開議

○内野幸喜委員長 おはようございます。

ただいまから、第4回経済環境常任委員会を開会いたします。

まず、本日の委員会に1名の傍聴の申し出がありましたので、これを認めることといたしました。

次に、今回付託されました請第18号について、提出者から趣旨説明の申し出がおりますので、これを許可したいと思います。

請第18号についての説明者を入室させてください。

(請第18号の説明者入室)

○内野幸喜委員長 説明者の方に申し上げます。各委員には請願書の写しを配付しておりますので、説明は簡潔にお願いします。

それでは、説明をお願いいたします。

(請第18号の説明者の趣旨説明)

○内野幸喜委員長 趣旨はよくわかりました。後でよく審査しますので、本日はこれでお引き取りいただきたいと思ひます。

（請第18号の説明者退室）

○内野幸喜委員長 次に、本委員会に付託された議案等を議題とし、これについて審査を行います。

まず、議案等について執行部の説明を求めた後に、部局ごとに質疑、採決を行いたいと思ひます。

説明については、環境生活部、商工観光労働部、企業局の順で説明をお願いします。なお、執行部からの説明は、効率よく進めるために着座のまま簡潔にお願いします。

それでは、環境生活部長から総括説明を、続いて、担当課長から資料に従い順次説明をお願いします。

初めに、田代環境生活部長。

○田代環境生活部長 審議事項に先立ちまして、熊本地震に対します環境生活部の現在の主な取り組み状況について御説明申し上げます。

まず、被災者の皆様の早期の生活再建につなげるために、災害廃棄物の処理が発災後2年以内に終了できるよう、2次仮置き場の整備や家屋の公費解体等に係る市町村の支援に取り組んでおります。

また、震災に係るさまざまな消費生活相談に対応するために、県消費生活センターにおきます日曜日も含めた電話相談や、県弁護士会、司法書士会の協力により無料法律相談を実施しております。

さらには、阿蘇山上から菊池溪谷に至るまで被害が甚大な阿蘇くじゅう国立公園を初め、自然公園の復旧に向けた調査や測量設計を進めております。

特に、阿蘇くじゅう国立公園につきましては、去る7月25日に、世界水準のナショナルパークを目指す国立公園満喫プロジェクトに

選定されまして、国や地元と連携し、インバウンド需要の拡大に向け、阿蘇のポテンシャルを最大限引き出す創造的復興の取り組みを進めていくこととしております。

続きまして、本日御審議いただきます議案について御説明申し上げます。

冒頭提案分と国の経済対策に係る追号分の2点でございます。

1点目、冒頭提案分として提出しております議案についてですけれども、予算関係1、条例関係1、報告2、それから、予算関係の専決処分報告及び承認が3議案、条例等関係の専決処分報告及び承認が1議案でございます。

まず、9月補正予算でございますけれども、5,500万円余の増額補正をお願いしております。その内容は、地震により被災しました自然公園施設及び隣保館等の復旧に要する経費等、7事業でございます。

次に、第13号議案の熊本県地球温暖化の防止に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございますけれども、関係法の一部改正に伴いまして、規定の整理を行うものでございます。

次に、予算関係の専決処分が3議案ございます。いずれも被災者支援及び速やかな復旧、復興を図るためのものでございまして、議会への御報告とその承認をお願いするものでございます。

次に、第29号議案の専決処分は、西原村から県が災害廃棄物の処理に関して事務委託を受けるものでございまして、議会への御報告とその承認をお願いするものでございます。なお、6月議会で御承認いただきました宇土市等と合わせますと、7市町村から事務委任を受けることとなります。

次に、報告議案でございます。

報告第16号につきましては、公益財団法人2つの経営状況を説明する書類の提出でございます。地方自治法の規定に基づくもので

ざいます。

2点目に、追号分として別冊で提出しております議案は、予算関係1議案でございます。9月補正予算の追号分として10億7,900万円余の増額補正をお願いしております。

その内容は、阿蘇の草千里給水施設を初めとする、被災した自然公園内の施設の復旧に要する経費及び災害廃棄物の処理を行う市町村に対する助成のための基金積立金等でございます。

以上が今回提出しております議案の概要でございます。

このほか、水俣病対策の状況等につきまして御報告させていただきます。

詳細につきましては関係課長が御説明いたしますので、御審議のほどよろしく御願い申し上げます。

○村井環境政策課長 環境政策課です。

冒頭提案分の説明資料の2ページをお願いいたします。

環境立県推進費につきまして、548万円余の増額をお願いしております。これは、国内外における水銀フリー社会の実現に向けた県の先導的な取り組みを実施するための経費でございます。

具体的には、発展途上国等における水銀専門家の育成支援を目的に実施しております水銀研究留学生への奨学金の今年度分入学者分や、水銀削減の率先行動として、県内の廃棄物から取り出される量に見合った水銀の買い取り、保管を行う経費等でございます。

続きまして、説明資料の9ページをお願いいたします。

報告第16号公益財団法人水俣・芦北地域振興財団の経営状況を説明する書類の提出についてでございます。

説明に当たっては、別冊の法人等の経営状況等を説明する書類のインデックス番号1、水俣・芦北地域振興財団の経営状況を説明す

る書類で主なポイントを説明させていただきます。

それでは、1ページをお願いいたします。

当財団の沿革でございますが、当財団は、水俣病の発生によって深刻な影響を受けた水俣・芦北地域の振興等に関する事業や国の施策に基づいた金融支援等を行うために設置されているもので、左側の枠組みにあります3つの財団を平成12年に統合し、平成24年4月1日からは公益財団法人へと移行し、現在に至っております。

右の枠内にありますように、チッソへの貸付事業を除き、基本財産と特定財産の合計80億円の運用益収入により助成事業及び法人運営を行っております。

続きまして、3ページをお願いいたします。

平成27年度決算における事業報告ですが、枠内にありますように、地域振興事業など4つの助成事業とチッソへの貸付事業を行っております。

各事業の内容等につきましては、3ページから11ページに記載しております。

続きまして、飛びまして12ページをお願いいたします。

決算に伴う財務状況を御説明します。

平成27年度の財団の正味財産は、基本財産、特定財産にチッソへの貸付金及び利息等を含めまして、正味財産増減計算書の当年度欄の一番下にあります、970億2,102万円余でございます。

昨年度から11億8,492万円余の増となっておりますが、これは主にチッソへの一時金貸付金の据置期間中の利息が増加したことによるものです。

続きまして、19ページをお願いいたします。

本年度の事業計画についてでございますが、昨年度に引き続き、4つの助成事業及びチッソに対する貸付事業等を行っていく予定

です。

最後に、20ページをお願いいたします。

本年度の予算につきましては、昨年度と同様、運用益収入である受取利息とチソへの長期貸付金利息などを見込んでいるところでございます。

以上が財団の経営状況の御報告でございます。今後も適切な法人運営が行われますよう努めてまいります。

環境政策課は以上です。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○橋本環境立県推進課長 環境立県推進課でございます。

委員会説明資料の3ページをお願いいたします。

環境衛生災害復旧費でございますが、補正額429万円余をお願いしております。

説明欄をごらんください。

熊本地震により被災した地下水位観測施設の復旧に要する経費でございます。

本県では、地下水を保全するための基礎的なデータとして、県内33カ所の観測井戸で地下水の水位を常時監視しておりますが、地震によりそれぞれの観測井戸の地盤が上下に変動している可能性があり、正確な地下水位のデータの確定ができないため、全ての観測井戸の地盤の標高を測量し、各観測井戸の地下水位の測定の基本となる地盤の標高を補正するものでございます。

そのほか、地震により、5カ所の観測井戸で、機器の故障や施設内建屋基礎に亀裂等が生じたため、修理等を行います。なお、損傷した箇所については、データに欠測等が生じないよう、現在、応急措置等により対応しているところです。

次に、7ページをお願いいたします。

熊本県地球温暖化の防止に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

8ページの概要により説明させていただきます。

改正の趣旨でございますが、地球温暖化対策の推進に関する法律の一部改正に伴い、関係規定を整理するものです。

改正の内容につきましては、ここに記載の関係条文における法律の条文番号の整理等を行うものでございます。

次に、別冊の委員会説明資料(追号分)の2ページをお願いいたします。

これは、一般会計から企業局への貸付金に係る増額補正でございますが、企業局が有明工業用水主要設備更新工事について、国の経済対策に伴う補助金を受け、平成29年度予定の事業を前倒して今年度に計上することとしたのに伴い、当該工事費の熊本県負担分の財源に対する貸付金として、3,447万円余を一般会計から貸し付けるものでございます。

以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○川越環境保全課長 説明資料のほうに戻っていただきまして、説明資料の4ページをお願いいたします。

公害規制費に95万5,000円の増額補正をお願いするものでございます。

右側の説明欄をごらんください。

従来、硝酸性窒素につきましては、水質汚濁防止法に基づく地下水質の常時監視の項目の一つとして、毎年調査をしているところでございます。

今年度は、これを抜き出した通常分と硝酸性窒素の由来や地下水の流れなどを把握する詳細調査等をあわせ、硝酸性窒素対策事業として肉づけ予算で計画しておりましたが、予算措置の先送り等により事業実施期間が短縮されたため、事業の実施が困難であるということから、今年度につきましては、従来どおり、法に基づく常時監視や会議開催をすることにしたものでございます。御審議のほどよ

ろしくお願いいたします。

○中尾自然保護課長 自然保護課でございます。

資料の5ページをお願いします。

熊本地震に伴います鳥獣保護施設災害復旧費で1,114万余を計上しております。

右の説明欄をごらんください。

1の鳥獣保護センターにつきましては、被災した施設の復旧経費として計上しております。

2の野鳥の森施設、これは菊池溪谷内でございますけれども、これも被災し倒壊したあずまや3施設の撤去費用を計上しております。

次に、下段をごらんください。

同じく、地震による観光施設災害復旧としまして、1,720万円余を計上しております。

右の説明欄をごらんください。

これは、県立公園矢部、それから芦北自然公園の公園内における施設の復旧経費でございます。

次に、16ページをお願いします。

専決処分のご報告及び承認についてでございます。

同じく、地震に伴います観光施設災害復旧費としまして、6,769万円余を計上しております。これは、単県災害復旧費としまして、被災しました阿蘇山上の給水施設ほか2施設の復旧事業に伴う調査、設計に伴う経費でございます。

続きまして、補正予算の追号資料の3ページをお願いします。

これも熊本地震に伴います観光費としまして、360万円を計上しております。

右の説明欄をごらんください。

観光施設災害関連事業費としまして、草千里及び阿蘇山上の給水施設が被災しまして、水が十分に供給できない状況になっております。本施設が完全復旧するまでの間、給水車

による水の運搬費用として計上をしております。

次に、下段をごらんください。

観光施設災害復旧費としまして、7億6,516万円余を計上しております。

右の説明欄をごらんください。

1の観光施設単県災害復旧費は、8月専決で報告をいたしました調査測量に対する経費が、国庫補助採択によることによります財源更正でございます。

2の観光施設災害復旧費につきましては、上段で説明を行いました草千里及び阿蘇山上の給水施設のほか、2施設の復旧工事に要する経費と、先ほどの調査測量に対する経費が、国庫補助採択による財源更正により変わったということで計上しております。

以上、自然保護課の説明を終わります。御審議よろしく申し上げます。

○久保循環社会推進課長 通常分の説明資料の14ページをお願いします。

8月8日付で行いました増額補正、5億2,100万円余の専決処分を御報告し、御承認をお願いするものでございます。

この補正予算は、説明欄のとおり、熊本地震に伴い、市町村が行う災害廃棄物処理を助成するための基金への積立金でございます。

災害廃棄物の処理に対しましては、基本的に、国庫補助と災害対策債等によります交付税措置によりまして、97.5%までは財源手当てされますけれども、財政力に比べて特に大きな被害が生じている益城町と西原村に対しまして、国庫補助により県の環境保全基金に災害等廃棄物分として基金を積み立て、地元負担をさらに軽減する措置でございます。財源は、7月26日に閣議決定されました国の予備費でございます。

続きまして、17ページをお願いします。

災害廃棄物の処理の事務につきまして、7

月13日付で西原村からの地方自治法に基づく事務委託を専決しておりますので、御報告し、承認をお願いするものでございます。

19ページの概要で御説明いたします。

既に、5月20日付で、宇土市、南阿蘇村、御船町、嘉島町、益城町、甲佐町の6市町村から同様の事務委託を受けております。西原村で7市町村目になります。

6月に定めました県の災害廃棄物処理実行計画におきましては、西原村の発生量は10万9,000トンと推定されております。早期に村民の生活再建を進める上では、県で受託することが妥当と判断し、専決したものでございます。

続きまして、9月補正予算、追号分の説明資料4ページをお願いいたします。

説明欄のとおり、先ほど御説明した専決処分と同様、熊本地震に伴い市町村が行う災害廃棄物処理を助成するための基金への積立金でございます。

益城町と西原村以外で助成の対象となると見込まれる11市町村分につきまして、2億7,600万円余の積立金増額をお願いしております。

最後に、もとの通常分の資料、委員会説明資料の10ページをお願いいたします。

報告第17号公益財団法人熊本県環境整備事業団の経営状況を説明する書類の提出についてでございます。内容につきましては、別冊資料で御説明を申し上げます。

資料の2ページをお願いいたします。

まず、平成27年度の事業概要報告でございます。

I、法人の概況をごらんください。

3、定款に定める事業内容にもありますとおり、主な事業は、昨年末に供用開始したエコくまもとの運営など、(1)産業廃棄物の処理に関する事業でございますけれども、現在は、(2)の事業としまして、平成28年熊本地震により発生しました災害廃棄物の受け入

れも行っております。

次に、3ページのII、事業の状況をお願いいたします。

1、事業の実施状況ですが、最終処分場の整備につきましては、平成25年7月に工事に着手後、約57億円余を投じました建設工事が平成27年10月21日に完了し、同月末に施設の引き渡しを受けております。

あわせて、産廃業者を初めとした関係団体との意見交換、協議を踏まえて、受け入れ基準ですとか処分単価を決定しまして、情報管理システムの構築、維持管理業務の委託など、運営開始に向けた基礎的な体制を確立しております。

また、本年1月には、顧客開拓及び産業廃棄物性状確認に関する業務を委託しまして、受け入れ量の安定確保及び受け入れ業務の円滑化に向けた対策を講じております。

さらに、4ページになりますけれども、県北の環境教育の拠点に向けまして、県からの委託により環境教育の実施体制を整え、環境教育指導員を雇用したところでございます。

続きまして、6ページの決算報告をごらんください。

貸借対照表総括表に基づいて、資産等の状況を御説明いたします。合計額のみ説明いたします。

まず、I、資産の部の最後の資産合計の欄をごらんください。

資産合計は70億1,792万円余となっております。前年度から6億5,000万円余ほど減少しておりますけれども、前年度末に入金した補助金貸付金、これの一時的な現金増加が、当年度に入りまして、建設工事代金の未払い金の支払いによりまして減少したことが主な原因でございます。

II、負債の部につきましては、未払い金の大幅な解消などによりまして、14億7,000万円余減少しまして、合計36億6,092万円余となっております。



最後に、Ⅲ、正味財産の部は、正味財産合計の欄のとおり、基本財産を含め、33億5,699万円余でございます。

続きまして、14ページをごらんください。

平成28年度の事業計画でございます。

本年度の事業といたしましては、処分場の適正な事業運営のための体制づくりをさらに進めまして、施設を安全かつ長期間にわたり安定的に稼働させるために、災害廃棄物の受け入れも含めまして、適正に維持管理を行ってまいります。

また、(2)地域に役立つ施設への取組といたしまして、県北の環境教育の拠点として、施設の見学など、循環型社会に関する学習の教育の拠点として教育事業を実施することとしております。

次に、16ページをごらんください。

平成28年度の収支予算書でございます。

まず、(1)経常収益の合計欄でございますけれども、事業収入、預金受取利息など、7,247万円余を見込んでおります。

また、(2)経常費用の合計欄のとおり、職員の給与手当、減価償却、租税公課、委託費などの費用で6億7,500万円余を見込んでおります。

最後に、17ページの表の最下段の正味財産の期末残高は、28億5,944万円余の見込みでございます。

なお、今回の熊本地震による災害廃棄物の受け入れ、9月24日現在で2万2,000トン余を受け入れておりますけれども、これによる事業収益が収支に大きく寄与する見込みというようになっております。

循環社会推進課の報告は以上でございます。よろしくお願いたします。

○中富消費生活課長 消費生活課でございます。

冒頭提案分、通常分の説明資料の12ページをお願いいたします。

消費者行政推進費につきまして、7月8日付で1,323万円余の増額補正の専決処分を行いましたので、御報告しまして、承認をお願いするものでございます。

右側の説明欄をごらんください。

災害関連消費生活相談機能強化事業といたしまして、地震により備品が損傷するなどの被害を受けました市町村の消費生活相談窓口の機能回復や、また、県の消費生活センターにおいて、日曜日にも地震に関連した相談に対応するための経費等につきまして、急を要するために専決予算に計上したものでございます。

財源は、全額国から交付されております消費者行政活性化基金を充てております。御審議のほどよろしくお願いたします。

○園田人権同和政策課長 人権同和政策課でございます。

資料戻っていただき、6ページをお願いいたします。

民生施設補助災害復旧費について、1,630万円余の増額補正をお願いしております。

説明欄をお願いいたします。

熊本地震によりまして、市町村設置の隣保館が被害を受けております。その復旧費用の一部を市町村に補助するものでございます。御審議のほどよろしくお願いたします。

○内野幸喜委員長 次に、商工観光労働部長から総括説明を、続いて、担当課長から資料に従い順次説明をお願いします。

初めに、奥菌商工観光労働部長。

○奥菌商工観光労働部長 今定例会に御提案をしております商工観光労働部、9月補正予算等に関する提案議案につきまして御説明申し上げます。

当部では、制度融資枠の大幅な拡充、グループ補助金の創設、九州ふっこう割の販売な

ど、施策を国や関係機関と連携して取り組んでおりまして、県内企業や経済の復旧、復興に向けた足がかりはできたと考えております。

今後、さらに復旧、復興に向けた歩みを加速させるために、今定例会で関連する予算等を提案させていただいております。

まず、冒頭提案分として、総額27億8,056万円余の増額補正をお願いするとともに、追号提案分といたしまして、グループ補助金の追加に要する経費として600億円の増額補正を計上しております。

また、7月専決処分については、被災企業の資金需要に対応するための制度融資枠の拡充やグランメッセ熊本の復旧に要する経費として90億265万円余の増額補正を、8月専決処分については、制度融資枠のさらなる拡充に要する経費といたしまして203億6,833万円余の増額補正を、それぞれ専決処分いたしましたので、報告いたします。

さらに、条例等議案といたしまして、熊本県緊急雇用創出基金条例の一部を改正する条例の制定、及び県が出資する法人等の経営状況等を説明する書類の提出について8件の報告議案をお願いしております。

そのほか、共通事項でございますが、平成28年熊本地震からの復旧・復興プランの改訂について御報告させていただきます。

なお、詳細につきましては担当課長から説明いたしますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○原山商工振興金融課長 商工振興金融課でございます。

委員会説明資料、通常分でございますけれども、これの48ページをお願いいたします。

まず、7月の専決処分について御説明させていただきます。

中小企業振興費でございますが、75億9,562万円余の増額でございます。

これは、右の説明欄でございますように、中小企業金融総合支援事業といたしまして、熊本地震により被害を受けた中小・小規模企業の資金繰りを支援するための融資枠の追加及び保証料の補助に要する経費でございます。

具体的には、県制度融資の金融円滑化特別資金の融資枠を300億円追加するとともに、事業者の方々が利用しやすいよう、この資金に係る信用保証料を全額補助するものでございます。

次に、資料の51ページをお願いいたします。

8月の専決処分について御説明させていただきます。

中小企業振興費でございますが、203億6,833万円余の増額でございます。これにつきましても、先ほどと同様、制度融資の金融円滑化特別資金の融資枠をさらに800億円追加するとともに、その信用保証料を全額補助するものでございます。

今回の地震に伴いまして、融資実績の伸びが非常に大きかったため、7月、8月と続けて融資枠を追加させていただきました。これにより、制度融資全体の融資枠としては1,600億円となっております。融資実績につきましては、本年4月から8月までで約711億円となっております。

次に、委員会説明資料、追号分のほうの6ページをお願いいたします。

商工施設災害復旧費につきまして、600億円の増額をお願いしております。

右の説明欄をごらんください。

これは、中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業、いわゆるグループ補助金でございます。中小企業等グループの復興事業計画に基づき、グループに参加する事業者が行う施設復旧等に要する経費の助成でございます。

6月補正予算で600億円の補助金を計上い

たしましたが、8月までに実施いたしました復興事業計画の第1次公募で244グループから認定申請がなされ、その時点で補助金申請予定額の約900億円を超える額となっております。

このような状況に対応するため、今般、国の2次補正予算に国費分400億円が追加計上されたことを踏まえ、県予算として600億円の増額をお願いするものでございます。

なお、復興事業計画の第1次公募分につきまして、本日付で新たに128グループの認定を行います。これにより、認定グループ数は、第1回認定の105グループと合わせ、合計233グループとなります。

商工振興金融課は以上でございます。御審議のほどよろしくお願ひいたします。

○石元労働雇用創生課長 労働雇用創生課でございます。

お手元の説明資料の通常分、9月補正・専決処分議案・条例等議案関係の21ページをお願いしたいと思います。

地震対策分、通常分、政策的事業分が混在しておりますことを御了承いただきたいと思ひます。

まず、労政諸費で760万円余をお願いしております。

九州・山口各県合同で実施しておりますワーク・ライフ・バランスの普及啓発に要する経費です。事務局である佐賀県への負担金として100万円を計上しております。

また、熊本県U I J ターン就職支援センターの設置及びU I J ターン就職希望者へのマッチング支援等の事業を、人材派遣会社等の活用により実施する経費として660万円余を計上しております。

次に、技能向上対策費で394万円余をお願いしております。

みらいの技能士育成事業ですが、これは、震災の復旧、復興における技能士の活躍や技

能の啓発など情報発信に要する経費、それと県外技能競技大会出場への助成の経費で、技能の魅力などの向上を図るものです。

次に、めくっていただき、22ページをお願いいたします。

職業能力開発事業費で1億415万円余をお願いしております。

地域創生人材育成事業ですが、これは、人材不足が深刻な介護分野、建設分野、それと若年者に人気の高いIT産業分野等の人材の確保、育成を、関係機関と一体となって取り組む経費です。全額国庫委託事業として、本年度、本県が採択を受けたものです。3年間で約600名ぐらいの雇用創出を目標としております。

次に、雇用対策費で6,422万円余をお願いしております。

主な内訳としましては、Uターンアドバイザーの設置等に要する嘱託2名の人件費として145万円余、また、熊本地震離職防止支援事業は、企業からの一時的な出向者を県で受け入れるための経費として454万円余、被災労働者等雇用対策事業は、緊急雇用創出基金を活用して、熊本地震による離職者等のための雇用機会の創出及び被災事業主への雇用維持への支援を行うための経費として5,822万円余を計上しております。

また、平成26年度分の事業確定に伴う国庫支出金返納金として、32万円を計上しております。

次に、23ページをお願いいたします。

労働施設災害復旧費で4,205万円余をお願いしております。

被災した高等技術専門校の体育館の復旧に要する経費として2,705万円余、被災した認定職業訓練校の復旧に要する助成として1,499万円余を計上しております。

以上、労働雇用創生課、全体で2億2,230万6,000円をお願いしております。

続きまして、めくっていただき、次ペー

ジ、24ページをお願いします。

債務負担行為の追加設定でございます。

高等技術専門校災害復旧事業でございますが、これは、高等技術専門校の災害復旧工事について、平成29年度にわたる事業期間が必要であることから、複数年契約とするものでございます。

続きまして、37ページをお願いします。

条例等議案でございます。

熊本県緊急雇用基金条例の一部を改正する条例についてでございます。

次の38ページの条例案の概要により説明いたします。

緊急雇用創出基金を活用する事業の実施期間につきまして、平成28年熊本地震の発生により、本県に限ってこの基金の事業が1年間延長されたことに伴いまして、本条例の失効期限を、平成28年12月31日から平成29年12月31日に改めるものでございます。

条例の施行日は、公布の日からとしております。

労働雇用創生課からは以上でございます。

報告第18号の一般財団法人熊本テルサの経営状況について、引き続き御説明をいたします。

別冊の法人等の経営状況等を説明する書類、インデックスの3番をお願いしたいと思います。

1ページの財団の概要でございます。

当財団は、平成8年に、勤労者の福祉の充実等を図ることを目的として設立され、平成26年4月1日に一般財団法人の移行認定を受けています。

基本財産は1億円で、県は7割の出捐を行っております。

めくっていただき、2ページの平成27年度事業状況報告をお願いします。

1の(1)の情報提供事業を初め、教育研修事業、健康増進事業のほか、(5)の熊本テルサ運営事業として、宿泊、レストラン、婚

礼、宴・集会などを実施しております。

3ページの表に、施設の利用状況を示しております。

平成27年度は、全体で約43万人の方々に御利用いただいております、前年度に比べ8,000人程度ふえております。主な内訳として、空き会場を会議、研修のために積極的に販売することで、会議室、研修室、ホールの利用が約9,000人増加となっております。

次に、収支決算です。5ページの正味財産増減計算書をお願いします。これは企業会計における損益計算書に当たるものでございます。

宴会や婚礼の減により事業収益が減少し、当期の正味財産増減額、下から4行目、いわゆる当期の利益は約700万円余の赤字となっております。それでも、前年度の約900万円余から約200万円余の赤字幅を圧縮しております。なお、経営努力により、減価償却前は黒字となっております。

続きまして、飛んで10ページをお願いいたします。

ここからは、平成28年度の事業計画でございます。

熊本地震の影響による売り上げの減少及び修繕費等の支出の増加をカバーするため、売り上げの増加、経費支出の適正化に継続して取り組んでいくこととしております。

めくっていただきまして、13ページです。

13ページの平成28年度収支予算書をお願いします。

これは熊本地震後の補正予算となっております。

本年度予算(a)の欄ですが、当期の収入合計を約7億1,800万円余、当期支出は合計で約7億4,300万円余、その収支差が約2,500万円のマイナスとなる見込みとなっております。前期の繰越予算額を充てていまして、約1,500万円のマイナス予算となっております。経費の削減等に努め、赤字幅の削減に努

めることとしております。

以上が熊本テルサの経営状況の説明でございます。

引き続き、報告第19号公益財団法人熊本県雇用環境整備協会の経営状況について御説明します。インデックス4番をお願いします。

1ページをお願いします。

法人の概要ですが、熊本県雇用環境整備協会は、平成3年に、地域の発展を担うべき人材の確保、育成、定住促進に寄与することを目的に設立されたものです。

基本財産1億円の全額、運用財産28億円のうち20億円を県が出資しております。水前寺駅2階のジョブカフェ奥でございます。

2ページをお願いします。

2ページから7ページまでが、平成27年度実施の事業の数々でございます。

協会では、1、講座・セミナー・育成事業、4ページの2、相談事業、5ページの3、体験・見学事業、6ページの4、助成事業、5、広報啓発等事業の5つを大きな柱として、高校生、大学生等を含む若年求職者を対象とした各種支援事業を多数実施しております。

協会の独自事業や熊本労働局から委託を受けたさまざまな取り組みのほか、本県の委託事業の高卒未就職者フォロー事業や将来の「夢＝仕事」発見塾事業など、卒業までに就職できなかった高校生に対する個別支援や実習による高校生の職業体験学習を実施したところでございます。

8ページから9ページが、決算書でございます。

正味財産の増減計算書です。

まず1、経常増減の部についてですが、運用益と受託収入であります(1)経常収益と(2)経常費用の差し引きである次ページの上段の評価損益等調整前当期経常増減額のほうで1,270万円余の黒字、その5段下の投資有価証券の評価損益等計で1,890万円余の黒字と

なっております。この結果、平成27年度末における正味財産期末残高は、最下段のとおり、33億850万円余となっております。

飛びまして、14ページをお願いします。

ここから、平成28年度の事業計画です。

昨年度に引き続き、若年者の県内就職の促進と県内企業の人材確保・育成の支援に向けて、19ページまでの各種事業として、運用益による独自事業や国、県からの委託事業に着実に取り組むこととしております。

20ページ、平成28年度における収支予算書(損益ベース)をお願いします。

(1)経常収益と(2)経常費用の差額である次ページの中ほどの評価損益等調整前当期経常増減額につきましては、マイナス1,430万円余となっておりますが、経費節減に努めながら事業を実施していくことで、最終決算で黒字となるよう取り組んでまいりたいと考えております。

続きまして、報告第20号希望の里ホンダについて御説明します。別冊のインデックス5をお願いします。

1ページの概要ですが、昭和60年に、宇城市松橋町に重度障害者の雇用の場を拡大する目的で、本田技研工業株式会社、熊本県、宇城市の3者が出資して設立した第三セクターで、資本金5,000万円のうち、県が44%、本田技研工業が51%出資しております。

めくっていただき、2ページをお願いします。

③財産及び損益の状況をごらんください。直近4期の損益等を記載しております。

一番右の平成27年度の売上高は58億9,400万円余で、二輪部品の受注増により前年度より増加しており、経常利益は2,400万円余の増益となっております。

めくっていただきまして、3ページをお願いします。

下段の④従業員の状況をごらんください。

3月末時点で、従業員49名のうち、障害者

25名を雇用しております。なお、この4月から5名を新たに雇用しております、うち2名は障害者を採用しております。

4ページの損益計算書を願います。

上から5段目ですが、営業利益が443万円余となっており、営業外利益を加えて経常利益が2,400万円余の黒字となっております。

次に、7ページを願います。

ここからは、平成28年度の事業計画と収支計画でございますが、当初の地震前の計画では、本資料のとおり、二輪及び四輪部品等の生産の増加が見込まれ、全体としては①の売り上げ計画で3%の売り上げ増加を見込んでおりました。しかし、熊本地震の影響により、上期は当初計画より受注減となりました。

今後、下期の見通しについては、10月及び11月は、当初の計画に比べ、ホンダ熊本製作所の二輪の増産が計画され、受注の増加が見込めるものの、通年では、当初の計画より経常利益が減少となる見込みでございます。

以上、希望の里ホンダの説明を終わります。

労働雇用創生課は以上でございます。御審議のほどよろしく願います。

○三輪産業支援課長 産業支援課でございます。

委員会説明資料、通常分の25ページを願います。

工鉦業振興費でございますが、地場企業立地促進費補助として1億1,495万円を願っています。本事業は、地場企業の施設整備等による新たな雇用創出を促すための補助事業でございます。

続きまして、産業技術センター費でございますが、新規事業の異分野技術の融合によるニッチトップ創出支援事業として、791万円余を願っています。

資料には記載しておりませんが、ニッチト

ップとは、規模が小さい市場で高いシェアを誇ることでございます。

本事業は、異なる分野の中小企業の技術を融合し、ニッチトップへつながる技術や製品の開発に要する経費でございます。

最後に、商工施設災害復旧費でございますが、産業技術センター災害復旧事業として1億2,290万円余を願っています。本事業は、被災した産業技術センターの復旧に要する経費でございます。

9月補正予算関係は以上でございます。

続きまして、別冊法人等の経営状況等を説明する書類の6番目を願います。

報告第21号公益財団法人くまもと産業支援財団の経営状況について御説明いたします。

1ページを願います。

中段の(4)にございまして、当財団は、平成13年に、熊本県中小企業振興公社など3つの団体が統合し、設立された公益法人でございます。平成25年に公益財団法人へ移行するとともに、名称をくまもと産業支援財団に変更しております。

2ページを願います。

組織は、1つの部と3つのセンターで構成されております。中小企業への支援を幅広く行っておりまして、企業間のビジネスマッチングを行います中小企業支援センターと高度技術の推進を図る産学連携推進センターなどでございます。

3ページを願います。

役員構成と職員の状況でございます。

一番下の職員の状況の表のとおり、現在の職員数は58名で、県から7名を派遣しております。

少し飛びまして、6ページを願います。

事業及び会計体系図でございます。

当財団は、3つの公益目的事業の中で、上段にございまして、経営相談・指導、起業化支援、新事業展開支援などを実施してい

るところでございます。

次の7ページから20ページまで、個別の事業概要が報告に上がっておりますが、詳細は省略させていただきます。

それでは、飛びまして21ページをお願いいたします。

貸借対照表でございます。

資産合計は、一番下でございますとおり、99億8,000万円余となっております。

22ページをごらんいただきたいと思っております。

表の最後から2段目でございますとおり、正味財産合計は73億円余となっております。

25ページをお願いいたします。

正味財産増減計算書でございます。

中段の経常収益計は6億5,000万円余で、前年度より約1,500万円減となっております。

26ページが一番下の段でございますが、正味財産期末残高は73億円余で、約8,500万円の減となっております。

当財団では、今後、事務費、管理費など経費を削減する一方、国などからの委託事業をできるだけ受託しまして、事業収入をふやすように努めてまいりたいと考えております。

ちょっと飛びまして、37ページをお願いいたします。

平成28年度の事業及び会計体系図でございます。個々の事業につきましては、38ページ以降に記載しております。

熊本地震からの一日も早い復旧、復興のため、引き続き県内中小企業に寄り添った、きめ細かな支援やサービスを提供してまいりたいと考えております。

くまもと産業支援財団につきましては以上でございます。

続きまして、説明資料7番目、報告第22号一般財団法人熊本県起業化支援センターでございます。

1ページをごらんください。

当センターでは、5、業務概要の(1)に記載しておりますとおり、創業初期や新分野進出期の企業に対する株式の引き受けによる資金提供を行う機関として、平成8年に、県と地元銀行の出資のもと設立しているところでございます。

資料の4ページをお願いいたします。

平成27年度の事業実績でございます。

(2)事業別概要の①投資事業でございますが、平成27年度は、4社に対しまして3,390万円の株式投資を行っております。なお、4ページの最後でございますとおり、平成28年度の投資案件といたしまして、平成27年度中に2件を決定しております。

5ページの上から4行目に記載しておりますが、これまでの投資実績の累計は、89件、7億8,600万円余となっております。

次に、イ、保有株式等の処分でございます。

所有している株式につきましては、引き受け期間の10年が経過いたしますと、原則、企業等に売却いたしますが、平成27年度は、1,640万円を売却しております。

また、投資先企業の実質廃業や、今後おおむね5年以内の業績回復が困難であると判断いたしまして、2件、約1,500万円の減損処理を行っております。

5ページの下段から6ページの上段でございますが、投資事業以外の活動といたしまして、起業化シーズの発掘及び事業化の支援に関する事業も行っております。主にくまもとベンチャーマーケットを年3回開催しているところでございます。

7ページをお願いいたします。

貸借対照表でございます。

一番最後でございますとおり、総資産は17億3,900万円余となっております。

次に、8ページをお願いいたします。

正味財産増減計算書でございます。

まず、経常収益につきましては、1の1

(1)の最後にございますとおり、2,000万円余となっております。前年度と比較いたしまして、約45万円の減となっております。

飛びまして、12ページをお願いいたします。

平成28年度の事業計画でございます。

平成28年度も、引き続き投資活動や、13ページ中段でございます、ベンチャーマーケットを開催いたしまして、中小企業の起業化の支援に努めてまいりたいと考えております。

熊本県起業化支援センターにつきましては以上でございます。

続きまして、説明資料の8番目をお願いいたします。報告第23号株式会社テクノインキュベーションセンターでございます。

1ページをお開きください。

当センターの概要を記載しておりますが、同センターは、益城町のテクノリサーチパーク内で貸し工場の管理、運営を行っている、平成12年に設立された第三セクターでございます。

飛びまして、5ページをお願いいたします。

損益計算書でございます。

現在、11室全て満室となっております。その不動産収入が、平成27年度売上高として、表の一番上の数字、4,700万円余でございます。経常利益は、下から5番目の数字の960万円余、当期純利益は、一番下の数字でございます、約560万円となっております。

次に、7ページをお願いいたします。

貸借対照表でございます。

資産の合計は、一番下の数字でございます、11億1,100万円余で、借り受け等はございません。

飛びまして、12ページをお願いいたします。

平成28年度の事業収支計画書でございます。

このページのちょうど真ん中にございます

が、経常利益といたしまして494万円余、当期利益といたしまして、下から3番目にございます、172万円余の黒字を見込んでおります。

産業支援課につきましては以上でございます。

○前野エネルギー政策課長 エネルギー政策課でございます。

委員会説明資料、通常分の26ページをお願いいたします。

新事業創出促進費といたしまして、280万円余をお願いしております。

右側にあります、くまもと県民発電所推進事業につきましては、県民や県内事業者、地域が、県内の自然エネルギーを活用した発電事業に参画、また、その恵みを受取る県民発電所構想の推進のための事業でございます。

具体的には、民間事業者が行う県民発電所に向けた事業可能性調査への支援、認証業務等、県民発電所の普及促進を行うこととしております。

エネルギー政策課は以上でございます。よろしく申し上げます。

○岡村企業立地課長 企業立地課でございます。

説明資料の27ページをお願いいたします。

一般会計からになります。

まず、中小企業振興費のうち、説明欄の中小企業振興指導事業費について、7,260万円余を計上いたしております。

産業支援サービス業等集積促進事業は、コールセンターを初めとする産業支援サービス業等の誘致に要する経費でございます。

次に、工鉦業総務費です。

説明欄の企業誘致促進対策事業費について、15億2,564万円を計上いたしております。

(1)企業立地促進費補助、14億7,500万円余



でございますが、これは、誘致企業が事業所の新設、増設により一定規模以上の設備投資と雇用増を行った場合に、その実績に応じて補助するものでございます。(2)戦略的企業誘致推進事業、571万円余でございますが、企業の研究開発部門を含む本社機能やグローバル企業等を誘致するための経費でございます。(3)戦略的ポートセールス推進事業、325万円余でございますが、熊本港、八代港の活用を推進するため、海外での両港の認知度向上のためのポートセミナーなど、広報事業等に要する経費でございます。(4)国際コンテナ利用拡大助成事業、4,023万円余でございますが、熊本港及び八代港を利用する荷主企業に助成を行い、利用拡大を図るための経費でございます。

28ページをお願いします。

(5)フードバレー構想推進企業誘致事業、143万円は、県南地域に食品関連産業等を誘致するための経費でございます。

一般会計では、総額15億9,824万円余を計上いたしております。

29ページをお願いします。

熊本県臨海工業用地造成事業特別会計でございます。

説明欄の熊本県臨海用地災害復旧費1億5,000万円は、熊本地震において被害の出た熊本港臨海用地の復旧工事に要する経費でございます。

臨海特別会計は、総額1億5,000万円を計上しております。

企業立地課としましては、一般会計、特別会計を合わせまして17億4,824万円余を計上いたしております。

次に、30ページをお願いします。

債務負担行為の設定でございますが、企業立地促進補助金の年度間の支払いを平準化するために、補助金の分割交付を実施することに伴い、平成29年度から32年度までに、24億円の債務負担をお願いするものでござい

ます。

最後に、委員会資料45ページの報告第24号について説明させていただきます。

資料は、別冊の法人等の経営状況等を説明する書類、9番、県有地信託の事務処理状況を説明する書類で御報告いたします。

信託財産は、1ページの1、信託の概要に記載のとおり、熊本市中央区花畑町12番26の県有地約747平米、約226坪ですが、そこに、県と三井住友信託銀行との間で、昭和61年10月に県有地信託契約を締結しており、現在の土地の所有者は、受託者である三井住友信託銀行となっております。

内容は、信託業務を引き受けた三井住友信託銀行が、当該地にオフィスビルを建設し、平成30年10月まで賃貸業を営み、賃貸収入等から諸経費及び信託報酬等の管理運営費を差し引き、利益が出た場合は信託配当金として県に納付するものです。

ビルは、5階から7階が信託財産で、1階から4階までは県が区分所有しております。

事業実績については、1ページの2、第30期、平成27年度の事業実績報告書に記載しております。

(2)の損益計算書をごらんください。

収入は、右側の欄に記載のとおり、賃貸収入4,355万円余と、その他との合計で5,083万円余でございます。支出は、借入金利息以下、計1,050万円余で、信託利益金が4,032万円余りでございます。

2ページをお願いします。

(3)は、第30期信託利益金処分計算書でございます。

先ほどの4,032万円余の信託利益金は、信託契約に基づき処分を行うため、借入金等元本返済金相当額として3,459万円余、修繕積立金として173万円余の合計3,632万円余を元本に繰り入れ、400万円が県への配当となっております。

(4)は、信託建物の改修工事の報告です。

当建物は、建築後27年が経過しており、オフィスビルとしての機能を保全するため、スコットトランス盤——これは変圧器になりますが、スコットトランス盤の更新工事など、4つの改修工事を施工しております。

(5)は、第30期の貸借対照表であります。現金が6,294万円余、借入金残高は、早期に完済したことにより計上していません。

3ページが、第31期、平成28年度の事業計画です。

信託財産の管理、運用は、信託契約に基づき、引き続き三井住友信託銀行が行います。

収支計画につきまして、収入は4,355万円余の賃貸収入で、前期に引き続き、安定した収入が見込まれております。支出は、主に設備の修繕工事である営繕費及びその他の管理費に充てるよう予定しております。

賃貸収入の確保によって安定した運営が維持できており、信託配当金も、前期と同額の400万円が確保できる見込みでございます。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いたします。

○永友観光課長 観光課でございます。

委員会説明資料、通常分の31ページをお願いします。

観光客誘致対策費において、1億614万円余の増額補正をお願いしております。

まず、(1)ようこそくまもと観光立県推進計画展開事業、260万円余の増額につきましては、観光施策の推進に係る活動経費等を計上させていただいております。

次に、(2)MICE等誘致促進事業、354万円余の増額につきましては、コンベンション等の誘致活動に係る一般財団法人熊本国際観光コンベンション協会に対する負担金を計上させていただいております。

3点目の(3)「がんばろう！熊本」観光復興事業、1億円の増額につきましては、観光

復興会議の提言については、現在取りまとめ中でございますが、御意見を受けた中で、すぐに取り組むものとして、観光戦略を立てる上で必要なマーケティング調査及び県内各地の食の魅力を活用した誘客策、また、九州ふっこう割終了後、反動減が予想されますので、旅行需要を喚起するためのキャンペーン経費を計上させていただいております。

以上、御審議のほどよろしくお願申し上げます。

○小金丸国際課長 国際課でございます。

同じ説明資料の32ページをお願いいたします。

商業総務費につきまして、2,608万円余の増額をお願いしております。

右の説明欄をごらんください。

(1)中国でのビジネス支援強化に要する経費として303万2,000円、次に(2)中国、台湾、香港、ASEANとの経済交流を促進するために実施するトップセールスやプロモーション活動等に要する経費として1,405万3,000円、最後に(3)県内企業の海外展開を支援するため、企業が行う海外展開活動に対する補助金として900万円の増額をお願いするものでございます。

国際課は以上でございます。よろしく御審議のほどお願いたします。

○柳田くまもとブランド推進課長 くまもとブランド推進課でございます。

まず、9月補正ですが、同じ資料の33ページをお願いします。

計画調査費で1,040万の増額補正をお願いしております。これは、くまモンを活用した熊本の魅力を県内外に発信するための経費の増額でございます。

次に、商業総務費で8,516万円余の増額補正をお願いしております。

右側の説明欄をごらんください。

(1) くまもとプロモーション推進事業が6,550万円、(2) くまモン隊管理運営事業、716万円余の増額です。

地震後、くまモンを通じた熊本応援機運が高まっており、全国各地、海外からさまざまな支援をいただいております。県外、海外に向け感謝を伝えるとともに、復旧、復興に向けての取り組みや元気な熊本を伝えるプロモーションを展開することで、交流人口の増大や県産品の販路拡大につなげてまいります。

(3) 県産品復興販路開拓等支援事業ですが、被災した県内事業者の販路開拓等への支援に要する経費として1,250万円の増額でございます。

地震後、復興フェアの開催や県産品の購入など、多くの支援が寄せられています。この機運を捉え、物産展開催、販路開拓を支援し、県内事業者の復興につなげてまいります。

続きまして、34ページをお願いいたします。

工鉦業振興費で1億3,249万円余の増額補正でございます。右側の説明欄のとおり、熊本産業展示場、いわゆるグランメッセ熊本の維持管理及び運営に要する経費です。

グランメッセ熊本は、利用料金収入により維持管理、運営を行う方式の指定管理を行っております。現在、被災により閉鎖しており、利用料金収入がないため、その経費を増額するものです。

最後に、商工施設災害復旧費で413万円余の増額補正です。当課で所管しております伝統工芸館及びくまモンスクエアが被災しております。両施設の復旧に係る経費でございます。

次に、専決処分ですが、資料の49ページをお願いします。

商工施設災害復旧費で14億702万円余を専決しております。

説明欄をごらんください。

熊本地震により被災した熊本産業展示場、いわゆるグランメッセ熊本の展示ホールや天井、メインエントランス、屋根、鉄骨等に係る災害復旧経費でございます。

グランメッセ熊本は、経済界からも早期復旧の要請が寄せられており、本県の産業、経済、文化振興の拠点施設であることから、一日も早い復旧が可能となるよう、7月に専決をしております。年度内にコンベンションホールや会議室の利用を開始し、来年7月には、展示ホールを含めて、全館オープンを目指しております。

戻りまして、46ページ、報告第25号でございます。説明は、別冊の資料により説明をさせていただきます。

一般財団法人熊本県伝統工芸館の経営状況を説明する書類で、法人の経営の状況を説明する書類の10番目になります。

資料の1ページをお願いいたします。

7の指定管理についてですが、平成18年度の指定管理制度導入以降、同施設の指定管理者であり、今年度から3期目となっております。

2ページをお願いいたします。

平成27年度の経営状況でございます。

記載の収支計算書のとおり、おおむねバランスがとれております。

資料4ページをお願いします。

平成27年度の事業状況でございます。

4ページの下段、施設の利用者数ですが、総数は、表の右下になります、13万9,000人余となっております。

次に、6ページから15ページまでは、各種事業の実施状況でございます。

伝統的工芸品の振興に資するためのさまざまな事業を実施しております。一例として報告しますと、6ページの一番下ですが、天草の水の平焼展を開催しまして、約2,200の方に観覧いただきました。

この展覧会、水の平焼の創業250年を記念

し開催したもので、5代目の作品を初め、歴代当主の作品を紹介いたしました。

次に、16ページをごらんください。

16ページから20ページまでは、平成27年度の決算に関する内容を記載しております。

収支につきましては、特に問題はございません。

次に、21ページから28ページまでが28年度の事業計画でございます。一例として、23ページをごらんください。

23ページ、一番下のくらしの工芸展、毎年、熊本日日新聞社と共催しております。ことしも265点の応募があり、11月1日からは入賞者の作品を展示する予定としております。

そのほかにも、さまざまな事業を展開し、本県の伝統的工芸品産業全般について、その振興と活性化を図るよう努めていただくこととしております。

次に、29ページをごらんください。

28年度の収支予算書でございます。

なお、地震後6月までは、来館者数は、前年度と比較いたしまして減少傾向にございましたが、7月、8月については、前年を上回る来館者にお越しいただいております。

くまもとブランド推進課は以上でございます。御審議のほどよろしくお願ひいたします。

○水谷国際スポーツ大会推進課長 国際スポーツ大会推進課でございます。

資料は、戻っていただきまして、9月補正予算説明資料の35ページをお願いします。

観光費として、観光客誘致対策費に3事業、計1億9,702万円余の増額をお願いしております。

このうち(1)2019女子ハンドボール世界選手権大会推進事業は、大会の開催に向けた広報活動等に要する経費です。次の(2)ラグビーワールドカップ2019推進事業は、大会の開

催に向けたスタジアム整備や広報活動等に要する経費です。最後の(3)オリンピック・パラリンピックキャンプ誘致推進事業は、事前キャンプ地誘致のための活動に要する経費です。

このうち(2)の事業のうちスタジアム整備については、ラグビーワールドカップの会場となるうまかな・よかなスタジアムの整備を行うものです。今回、チーム更衣室の改修やドーピングコントロール室の新設工事費、1億5,717万円などを計上しており、工事費の4分の3はスポーツ振興くじtotoの助成金を活用することとしています。

36ページをお願いします。

ただいまのうまかな・よかなスタジアムのチーム更衣室、ドーピングコントロール室の改修工事は、2カ年にわたるため、債務負担行為の設定をお願いするものです。

以上、御審議のほどよろしくお願ひいたします。

○内野幸喜委員長 次に、企業局長から総括説明を行い、続いて、次長から説明をお願いします。

初めに、五嶋企業局長。

○五嶋企業局長 今回、企業局から御提案申し上げます議案は、平成28年度熊本県工業用水道事業会計補正予算(第2号)の1件でございます。

工業用水道事業では、資本的収支の収入及び支出の増額補正をお願いしております。これは、国の経済対策を活用しまして、有明工業用水の主要設備を更新するものでございます。

このほか、その他報告事項としまして、荒瀬ダム本体等撤去工事の進捗状況につきまして御報告させていただきます。

詳細につきましては次長から説明いたしますので、御審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

げます。

○福島企業局次長 9月補正予算の内容について御説明申し上げます。

追号分の説明資料のほうをお願いいたします。

7ページでございます。

平成28年度9月補正予算総括表をごらんください。

工業用水道事業会計の資本的収支の収入及び支出について増額しております。

続きまして、8ページをお願いいたします。

工業用水道事業会計の資本的収支におきまして、1億9,100万円余の増額をお願いするものでございます。

下段の資本的支出の欄をごらんください。

有明工業用水の主要設備であります監視制御装置の更新を、平成28年、29年度に実施する予定としていたところでございますが、今回、国の経済対策予算に工業用水道事業補助金が計上されましたことから、平成29年度分の事業費を前倒して今年度を実施するものでございます。

上段の資本的収入の欄は、この財源内訳でございまして。一般会計からの長期借入金3,400万円余、共同管理者からの工事受託金が1億4,200万円余、国庫補助金が1,400万円余の増額をお願いするものでございます。

説明は以上でございまして。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○内野幸喜委員長 以上で執行部の説明が終了いたしましたので、質疑を受けたいと思います。

まずは、環境生活部に関する質疑から始めたいと思います。

質疑はありませんか。

○西岡勝成委員 3ページなんですけれど、

今回、未曾有の地震で被害も出ておりますが、地下水の水脈といいますか、温泉が出なくなった地域もありますし、この熊本は、熊本市を中心に地下水に全部頼っているわけですが、地震後の影響というのは、今調査をされているようですけれども、大したことはなかったんですが、企業も、地下水を頼りに立地しておる企業もたくさんあるんですけれども、そういう中で、今回の地震によって地下水脈を心配するんですけれども、その辺の危惧の念はないのでしょうか。

○橋本環境立県推進課長 環境立県推進課でございます。

地下水への地震の影響でございますけれども、広域的な地下水への影響につきまして、県内33カ所に設置しております地下水観測井戸における熊本地震の震災前後での水位変動を調べたところ、今回の地震で地盤が変動し、先ほど予算のほうで説明しましたとおり、井戸の基準点の標高を補正する必要があるため、現時点で正確な比較分析はできないものの、専門家の意見を聞きますと、地下水観測井戸の水位が大きく低下している現状ではございません。この点、環境立県推進課のほうでも、地下水のデータで確認しております。

また、局所的に、水前寺公園とか、一時期湧水が枯れたところも見られますけれども、大学の学識者等の意見を聞いたところ、広域的に直ちに地下水が枯渇するおそれはないということでした。

ただ、現在、大学の先生を中心に、地震後の地下水の変動等について分析されておりますので、そういった調査研究についても、今後注視していきたいと思っております。

○西岡勝成委員 濁りについてはどうですか、濁り。

○川越環境保全課長 濁りにつきましては、例えば水道水あたりも地震後に濁ったというようなところで、濁って断水というところなんかもございましたが、水道水の濁りにつきましては、大体1週間から2週間程度で落ち着いてしまったという状況です。

他の水質につきましても、大学等の調査によりますと、特に変化はないということを聞いております。

○西岡勝成委員 地下水に全面的に頼っておる地域ですからね。結構です。

○内野幸喜委員長 ほか質疑ありませんか。——なければ、環境生活部の質疑はこれで終了させていただきたいと思えます。

引き続き、商工観光労働部の質問に入りたいと思えます。

○磯田毅委員 27ページの国際コンテナ利用拡大助成事業のことですけれども、昨年に比べて、ことしのこの地震の影響がコンテナの流通に影響しとらんかなという心配があつたですけれども、この予算については、昨年のコンテナの取り扱いに比べて、どれくらいか伸んどるといふ数字ですか。

○岡村企業立地課長 今回のこの予算については、一応年度後半分ということで、年度前半分は骨格予算で計上しておりますので、ある程度今年度の前半の実績をもとに計上しているところですが、実際の利用実績について申し上げますと、地震後で、例えば八代港については、昨年の同時期よりもむしろ利用が伸びております。これは、一つは高速道路がちょっと片側車線通行だったりで、従来、南九州の企業さんが博多港を利用したんですけれども、そこまで運ぶ——従来3往復できたのが2往復しかできないとか、時間がかかっているということもあって、臨時

的に八代港を利用されているところもあると思っております。その分で八代港は伸びているという状況でございます。

熊本港のほうについては、外国との輸出入の貨物については、昨年に比べると若干減っているんですけども、その分国内貨物ということで、災害によって発生したごみとかを関西方面に運ぶような、そういう貨物もふえてきていますので、国内貨物と外国貨物をトータルすると、熊本港も昨年よりはふえるんじゃないかと思っているところです。

○磯田毅委員 もう1つ、テルサの経営状況を説明する書類の中で、この最後の13ページ、補助金等収入が、昨年ゼロだったものが1億にふえていると、予算の中でですね。しかし、当期収支はマイナスの2,500万と。ところが、これをよく見てみますと、管理費の中の人件費というのが、実は5,000万ほど削ってあるわけですね。

私も、実はテルサを時々利用するんですけども、そういう人件費をこれだけ削って、果たして職員の人たちのモチベーションといいますか、やる気が出るのかですね。このことが1つと、そしてもう一つは、土山さんですね、退職された、私は、そのあれにも行ったんですけれども、こういう経営状況が悪く中で、果たして土山さんに対する待遇がよくなったのか、ちょっと心配になりましたけれども、こういったことで2点お聞きします。

○石元労働雇用創生課長 労働雇用創生課でございます。

テルサの補助金等収入、これは、本年度予算は、実際、熊本地震後のテルサの中で、補正予算を組んだ後の予算として計上しております、実際に補助金等の収入で7,000万円というのが計上されていますが、これは、施設復旧のための借入金をこの補助金等のところに計上していることで、実際にふえており

ます。

また、補助金というのは、テルサが4割は県の所有でございますので、その4割分の県の負担金という形で、テルサとしては補助金としてそれを受け入れているということで、その分の収入が増という形で収支予算書上はあらわれております。

また、管理費の人件費に関しましては、一部、テルサが、震災のため交代で休業等も職員もやっておりますので、人件費一部、その部分が削減されたり、土山支配人の退職に伴うその分の人件費等が一部減額になったりということで、減額ということで理解しております。

○磯田毅委員 5,000万という数字が、やっぱり前年が2億7,000万あったものが5,000万減っているというのは、幾ら地震の影響があったとはいえ、やっぱり職員の方々のそういう士気に影響しはせぬかなという心配はあつとですけれども、そういった面では、まあ経営があんまりよくないということで仕方のない部分も少しはあるかと思っておりますけれども、これはやっぱり人件費をこれだけ削るというのは、私はちょっと問題かなと思っております。

○内野幸喜委員長 これは、それぞれの従業員の方の給与を減額したというわけではないわけですね。

○伊藤商工労働局長 実は、人件費については4,900万減額しておりますけれども、一般管理費につきましては7,100万の増になっております。

これにつきましては、できるだけ効率化するということで、外注を進めるという面もございまして、そういうところの相殺が少しございますので、こういう形で人件費は5,000万円減っておりますけれども、管理費は逆に

ふえていて、そういった部分があっております。

○磯田毅委員 じゃあ、職員の方々の給与は、そんなに減っているわけじゃないと。

○伊藤商工労働局長 実体的に言うと、賞与の部分では、少し収入が減るのに対応して減額をするという補正予算をつくっております。ですから、その部分については減額がございまして。

○磯田毅委員 職員の方々の士気が落ちないような手だてというのをやっぱり考えたほうが私はいいと思いますので、そこのところをよろしく願います。

○高島和男委員 今の話でいきますと、外注にということで、いわゆるやっぱり人材派遣の会社にされるんだろうと思うんですが、人材派遣の会社からすると、ここまでせなにかというようにことをよく言われると、最近。だから、そこら辺はぜひ、やっぱりテルサがしなけりゃならない線と、そうすると、これはもう民間にお願いしていいよねという仕事の分岐点というか、そこいらはきちんと明確にしておく必要があると思っておりますが、いかがでしょうか。

○石元労働雇用創生課長 実際に外注できる——まあ、経営努力という形でテルサが行われたものと考えおきまして、できる部分は外注という形で、そこはテルサが対外的な委託事業として振りかえてやっているものだというふうに私は受け取っております。

○高島和男委員 往々にして何もかんもというような、仕事を振るようなケースが最近時々私も耳にすることが多いので、ぜひ気をつけていただきたいと思っております。要望です。

以上です。

○岩中伸司委員 それに集中するようですが、私も、今の説明を聞いて、特にテルサの場合は経営状況も厳しいということもあるんですけども、やっぱり今雇用の状況が非常に悪くなっていると、働く人の立場から見ればそう思うので、やっぱり極めてそういう派遣とか非正規とかという形が進んでいますので、それは県もなるべく努力をしながら、やっぱりそうならないような雇用のあり方に変えていかなければならないと思うんですけども、これは要望にしておきますが、同じように、22ページ、労働雇用創生課に申し上げます。

この22ページの37で説明をいただきましたけれども、結局、人材不足が深刻ということで、やっぱりより働く場を確保していくということがこの基本にあるというふうに思いますので、これはもう少し説明を、まあ3年間で600名を雇用創出するというふうな説明でしたけれども、もう少し説明をいただきたいと思いますが。

○石元労働雇用創生課長 地域創生人材育成事業ということでございまして、人手不足を抱えている地域において、従来の公的職業訓練の枠組みではできない人材の確保対策として、地域の創意工夫を生かした人材育成のあり方、取り組みについて、今年度、厚生労働省から採択を受けたものでございます。

本県では、震災の離職者等も含めまして、雇用支援のために、IT分野、BPO・コールセンター分野、介護、建設の4分野における人材育成につきまして、情報サービス産業協会とか、BPO・コールセンターではシフトの掘り起こしを行いまして、くまもと地方産業創生センターなんかと協力いたしまして、人材育成と確保のための研修等によって、その研修後、引き続きその企業等に就職

していただくような取り組みを、今年度から開始するというものでございます。

○岩中伸司委員 おっしゃることは漠然と私もわかるんですけども、地域創生人材育成事業ということで、非常に私たちとしてはやっぱり進めていくべきだというふうに思うんですけども、今の説明でも、具体的に、そのたしかITとか介護とか建設業とか、いろんな人材が不足をしているということもあるんですけども、600名という具体的な数字も言われましたけれども、これはちょっと具体的にどういう形で——これまでの職業訓練でできなかった部分をやりながら、そういうふうな形で雇用を拡大していくということの努力をするということでしょうか。

○石元労働雇用創生課長 3年間で600名を予定、まあ目標として計上しておりまして、例えば、IT分野では、3年間で60人、BPO・コールセンターでは、雇用創出者を3年間で300名、ここは大規模な雇用を考えております。介護分野では、雇用創出者を240名という形で御提案を申し上げ、国から採択を受けて、計画的に雇用をやっていくことで進めていこうということで考えております。

○岩中伸司委員 その雇用の数、具体的な内容としては、先ほどの質問の中にもあったんですけども、雇用の形態というのは、やっぱり直接正規の雇用でいくというのが大前提だと思うんですけども、そういう理解でいいですか。

○石元労働雇用創生課長 はい、正規雇用を目標としておりまして、まず、研修の段階で人件費を支給、こちらのほうが県の、県といいますか、国の委託でもって、その経費でもって人件費を研修の段階から支給したもので、その研修後、引き続きその企業等で雇用をしていただくと、そういうスキームでいこ



うということで、この事業を進めていくこととなっております。

○岩中伸司委員 わかりました。ぜひ頑張ってもらいたいと思います。

○溝口幸治委員 済みません、ちょっと関連してですけども、その国の採択に乗せて3年間で600で申請をしたということで、そこは今よくわかったんですけども、実際、その3年で600人、今おっしゃったように、ITで60人とかおっしゃいましたけれども、これは相当気合い入れてやらないと、この目標には達成しないと思うんですね。

それぞれの地域の職業訓練校とかの枠を超えてという話ですけども、3年計画となってくると、今の高校生とかそういうところも入ってくると思うんですが、そういう高校との連携、そのあたりをどうお考えですか。

というのが、よく最近、地元の高校を出ても、福岡とかほかのところに就職をして、なかなか地元に戻ってこないというそういう話も聞きますので、そういう高校との連携をどうお考えになっているのか、お聞かせください。

○石元労働雇用創生課長 実際、地域創生人材育成事業でも、関係機関との推進会議等を立ち上げることがまず必要でございまして、まず立ち上げに向けて、現在進めているところでございます。もちろん、その中に、高校等も含めて、会議の中で実際意見交換はやっていくこととしております。

一方で、高校との連携に関しましては、高校の中に、今、教育委員会のほうでは、就職関係のアドバイザー等を配置していただくようなことになっておりまして、その高校の就職に関しても、実際、私たちの取り組みの中で、高校のアドバイザーの方々と情報交換をやりながら、できるだけ県外流出等に歯どめ

をかけるために事業を進めていくことを、今進めているところでございます。

○溝口幸治委員 ぜひ高校との連携をしっかりとっていただくようお願いしたいと思います。

それから、確認ですけども、これは農業分野は入ってないというふうに理解をしていますか。

○石元労働雇用創生課長 農業分野は対象には入っておりません。

○溝口幸治委員 わかりました。

建設分野は入っているのであれですけども、建設分野、農業分野、技術系の職員は、県を受ける人も少ないんですよ、最近ですね。人気がないんですよ、熊本県も、技術系の人たちからは。建設会社も、非常に技術系の人たちは欲しがっていますので、その辺の建設業とかそういう職種、さっきITの関係では、情報サービス産業協会とかとの連携がありましたので、建設——各分野ですね、しっかり業界、団体、企業、そういうところとの連携を図るように要望をしておきます。

以上です。

○高島和男委員 31ページです。観光課にお尋ねいたします。

3番目でございますが、九州ふっこう割終了後のということで1億円が計上されておりますけれども、ふっこう割についてお尋ねしたいと思いますんですけども。7月から第1弾がスタートして、オンラインであったり、リアル店舗であったり、クーポン券の利用状況、どうだったのかというのを、現段階でわかる範囲で教えていただきたいということ。その中でも、とりわけ県内の方々あるいは県外の方々、どういう比率だったのかというのが、もしもわかれば教えていただきたいと思

います。

○永友観光課長 一応データで今把握できている分ということでちょっと申し上げさせていただきますと、第1期で、宿泊クーポン券を21万枚発行しております。その中で実際購入をされた方なんですけれども、3万9,000人程度いらっしゃいます。

このうち、購入をどこでされたかという、都道府県別に見てみますと、北は北海道から南は沖縄まで、全てで購入はされております。その中で、県内については、そのうちの約4割という状況でございます。それ以外のところで6割という状況でございます。

○高島和男委員 なぜ県内、県外を聞いたかといいますと、当然言うまでもありませんけれども、県外から熊本あるいは九州に来る方のほうが、飲食であったり、そして土産物の購入だったり、お金を落とすということを考えますと、非常にやっぱり多額に落としていただくんだろうと思うんですね。

第1期目のとき、ここでも話題に出ましたけれども、なかなかネットがつながらぬとかいう話を、私にも随分と頂戴をいたしました。そういう方々に、何で申し込むのと聞いたら、安かけんと言うわけですね。7割引きだけんとか、それはわかりますけれども、それが悪いとは申しませんが、一定の経済効果もあるんでしょうが、本来のこの九州ふっこう割というものの趣旨とは若干違うんじゃないかなと、私は個人的に思うんですね。

単にキャンセルの穴埋めをするだけではなくて、より多くの経済効果を考えるというならば、より多くの県外からの皆さん方に、熊本を初め大分あるいは九州各県に来てもらうというのが、こちらで考えるべきところだろうと思うんですけれども、第1弾を踏まえて、今の数字を踏まえて、第2弾ではどうい

うふうなことをやっていらっしゃるんでしょうか。

○永友観光課長 委員おっしゃるとおり、確かに県外から来られる観光客の方のほうが、実際に観光消費額としては大きいというふうに考えております。

2期の販売に当たっては、今、販売チャンネルとしては、ネット販売と店舗での販売、リアルですね。それから、宿泊クーポンという形なんですけれども、ネットでの販売が一番割合的に多いということなんですけれども、その中で、第2期の販売に向けては、いわゆる販売の商品としては、宿泊の単品、宿泊のみを売るという商品と、交通と宿泊がセットになった商品を売るという、この2つの商品を旅行会社に売っていただいています。

ですから、いわゆる1期では、宿泊単品の割合がある程度売れていました。それを、交通つき、交通と宿泊がセットになった商品の販売ウエートを高めるという形で、県外からの誘客を促進しようということで、九州各県取り組んでいるところでございます。

それともう1つ、土日によりどうしても、まあ週末といいますか、集中してきますので、観光客の方々というのはですね。それで、ある程度平準化させるために、平日限定といいますか、いわゆる祝日前とか、土曜日はだめですと、日曜日はオーケーなんですけれども、そういう形で平準化をさせるというところも、ちょっと改善といいますか、効果的にこのふっこう割を使うということで制度設計をしております。

以上でございます。

○高島和男委員 第1弾のやつがしっかりと生かしてあるという話を聞いて、今安心をいたしました。

ふっこう割の終了後の誘致ということでの経費があっております。一般質問でも、第3

弾もぜひやっていきたいというような話も出ておりましたので、ぜひ、第1弾、第2弾、しっかりと分析、検証をしていただいて、ぜひ、できることならばやっぱり団体客ですね、ごっそり来ていただくやつもまた頭の中に入れていただいて、施策を展開していただきたいと思います。

以上、要望です。

○末松直洋委員 今の質問の関連でありますけれども、1次募集では、ネットでということだったので、どれぐらいの応募があったかというのは定かではないと思いますけれども、2次は抽選方式ということになって、どれぐらいの人が今回応募されたかわかりますでしょうか。

○永友観光課長 全体の応募総数でよろしいでしょうか。

○末松直洋委員 はい。

○永友観光課長 8万人程度でございます。そのうち、2万人程度が当選したと。競争率、4倍という結果でございました。

○末松直洋委員 じゃあ、まだまだ熊本に來たいという、九州に來たいという人たちはたくさんおられるということですよ。先ほど高島委員が言われましたように、ぜひ、3次、4次の募集のほうもよろしく願いいたします。要望です。

○内野幸喜委員長 ほか質疑ありませんか。

○西岡勝成委員 32ページの国際課なんですけれども、貿易振興費についてですが、この前テレビを見ていましたら、福岡銀行が中小企業と手を組んでアジア戦略を積極的に——なかなか中小企業というのは、みずから市場

開拓なんてできるわけもなく、金融機関とそうやって連携をとりながら、若いマーケティング含めて戦略をやっていると。

国内市場がどうしても、人口減少等々で縮小していく中で、アジア戦略というのは、国もですけれども、それぞれの地方も、本当に重点を置いていかないと、なかなか物が売れない時代になっている。

蒲島知事も、農林水産、加工品も含めて、アジア戦略というのを考えておられますけれども、やはり、私もずっとこの委員会におりまして、中国あたりに行っても、なかなか市場が広くて、いろいろなやっぱり習慣も違うし、難しい部分があると思うんですけれども、何とか、まあ地元にも大きな銀行もあるし、その辺を連携しながら市場調査といえますか、戦略というのを考えていかないと、やはりアジアでは、要するに熊本と福岡の勝負とか、他県との勝負になっていくと思うんですね、いずれ。

だから、先行して、くまモンが非常にある意味じゃ熊本のイメージをつくり上げてくれているので、やりやすい部分もあると思うんですが、もうちょっと戦略的に——同じアジアでも、中国とまた台湾は違うだろうし、シンガポールあたり違うだろうし、その辺の戦略をきちとした理念とか計画でやっていかないと、他県におくれてくるんじゃないかという危惧を持つんですけれども、その辺はどうお考えでしょうか。

○小金丸国際課長 委員から御指摘をいただきまして、ありがとうございます。

今御指摘をいただいたように、確かに、国ごとに物産を販売していく、販路を開拓するときに、それぞれ異なった部分がございます。特に、現在、熊本震災後、やはり創造的な復興をいたすためには、県内企業の海外進出を後押しする必要があるというふう考えているところです。

それで、今御指摘をいただきましたが、現在、国別の違い、相違点、あるいは金融機関との連携の方法とか、そういったものも着実に一応経験をちょっと積ませていただいているところでございます。

そういったことで、近々、そういった国別の展開方針と申しますか、そういうものを早期にまとめようというふうに考えております。

以上です。

○西岡勝成委員 知事が言われるように、地震後の創造的復興という観点からしても、この機会にやはり熊本が先んじてアジア戦略をやっていくんだという気概で、やっぱり経済界も一緒になって戦略的にやっていかないと、これは他県に負ける。要するに、日本同士の、県同士の戦いがアジアで起こるということに私はなると思いますので、その辺も踏まえて、ぜひ積極的に戦略を練っていただきたいと思っております。

○内野幸喜委員長 ほかに質疑ありませんか。——なければ、商工観光労働部に対する質疑はこれで終了させていただきたいと思っております。

次に、企業局に対する質疑はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○内野幸喜委員長 じゃあ、なければ、これで付託議案に対する質疑を終了いたします。

ただいまから、本委員会に付託されました議案第1号、第3号、第7号から第9号まで、第13号、第14号、第29号、第51号、第53号について、一括して採決をしたいと思っておりますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○内野幸喜委員長 御異議なしと認め、一括して採決いたします。

議案第1号外9件について、原案のとおり

可決または承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○内野幸喜委員長 御異議なしと認めます。よって、議案第1号外9件は、原案のとおり可決または承認することに決定いたしました。

次に、本委員会に付託されました請願を議題とし、これについて審査を行います。

それでは、請第17号について、執行部から状況の説明をお願いします。

○永友観光課長 この請願は、民泊に関する法制化に当たって、地域の実情に応じた運用を認める法制度とするよう、国へ意見書の提出を求めるものでございます。

提出者は、全国旅館ホテル生活衛生同業組合連合会及び熊本県旅館ホテル生活衛生同業組合です。

最初に、国が民泊法制化に向けて動き出すことになった経緯でございますが、背景としましては、急増する訪日外国人観光客のニーズや大都市での宿泊需給逼迫への対応、地域の人口減少や都市の空洞化により増加している空き家の有効活用といったことから、民泊の活用が求められております。

また、民家等で反復継続して有償で宿泊施設を提供する場合には、旅館業法の許可が必要であるにもかかわらず、許可を得ずに実施される違法な民泊サービスが広がってきたことへの対応も急務とされております。

こうした状況を踏まえ、平成27年6月30日に閣議決定されました規制改革実施計画において、民泊に関するルール整備を行っていくことが決定されました。

平成27年11月の第1回民泊サービスのあり方に関する検討会を皮切りに、平成28年6月までに13回の検討がなされました。

その最終報告書の中で、既存の旅館業法とは別の法制度として整備することが適当と結

論づけられ、また、制度設計に当たっては、地域の実情に配慮することも必要とされたことから、今回の意見書の提出を求める請願が提出されたものでございます。

民泊新法に関する県の考え方でございますが、国は、2017年の通常国会での法案提出を目指すとしております。県としましては、民泊新法によりまして民泊ルールが整備されますと、来る2019年の女子ハンドボール世界選手権やラグビーワールドカップ及び2020年東京オリンピック・パラリンピックの開催時に、宿泊施設の選択肢がふえることにより、インバウンドを含めた宿泊客の増加につながることを期待できる一方で、違法な民泊業者に対しては、しっかりと規制を課し、旅館やホテルの稼働率が必ずしも高いという状況にはない中で、地域の実情に配慮した仕組みにしていきたいと考えております。

説明は以上でございます。

○内野幸喜委員長 ただいまの説明に対して質疑はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○内野幸喜委員長 なければ、採決に入りたいと思います。

請第17号については、いかがいたしましょうか。

（「採択」と呼ぶ者あり）

○内野幸喜委員長 採択という意見がありますので、採択についてお諮りいたします。

請第17号を採択とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○内野幸喜委員長 御異議なしと認めます。よって、請第17号は、採択とすることに決定いたしました。

ただいま採択を決定いたしました請第17号は、国に対して意見書を提出してもらいたいという請願であります。

そこで、意見書(案)について、事務局から

配付させます。

（意見書(案)を配付）

○内野幸喜委員長 今配付いたしました意見書(案)は、請願の趣旨、理由とほとんど内容は変わらないようではありますが、この案のおりてよろしいでしょうか。よろしいですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○内野幸喜委員長 それでは、御異議なしと認め、この意見書(案)を委員会として委員長名をもって議長宛てに提出したいと思えます。

次に、請第18号について、執行部から状況の説明をお願いします。

○前野エネルギー政策課長 エネルギー政策課でございます。

請第18号について御説明いたします。

この請願につきましては、採石法を所管いたします私ども、エネルギー政策課と廃棄物処理法を所管する循環社会推進課にまたがっておりますが、私のほうで主な経緯を交えながら、一括して説明をさせていただきます。

まず、請願にあります事案の概要でございます。

有限会社山口海運は、昭和53年に採石業の登録を行い、これまで約40年間、御所浦で岩石採取を行っております。

前回の認可期間は、平成24年4月1日から平成28年3月31日までとなっております、現在、次期計画の認可申請がなされております。

前回認可までの採取跡地のくぼ地につきましては、国の採石技術指導基準に基づき、埋め戻しを行うこととなりますが、山口海運においては、埋め戻し材として、国土交通省が行っている八代港14メートル航路のために行われるしゅんせつ工事で発生するしゅんせつ土砂を使用されております。また、しゅんせつ土砂や緑化用の押さえ盛り土の土どめのため、築堤工事の裏込め材として製鋼スラグを

使用されております。

請願にありますが、その埋め戻し材のしゅんせつ土砂、裏込め材の製鋼スラグの使用に対する地元住民の環境汚染等への不安や、採石場の緑化等に対する県の指導監督のあり方が問われております。

8月5日には、御所浦住民2,000名の署名が添えられ、山口海運の認可申請に関する知事への申し入れ書が提出されております。

現状といたしましては、県、事業者とも住民の理解が得られるまでの説明ができてない状況であり、このたびの請願がなされたところでございます。

このたびの請願は、しゅんせつ土砂及び製鋼スラグの搬入を一旦停止させ、これまでの採石事業の県の指導状況の検証を行うとともに、今回の事業計画について、さきに提出された知事への申し入れや住民の署名を踏まえた県の考え方を地域住民に十分説明すること、また、採石場埋立地の水質検査や土壌検査、付近海域の環境調査を住民立ち合いで行い、検証結果を請願者に提示することを求めるというものでございます。

少し詳細に説明させていただきます。

採石後の埋め戻しに使用するしゅんせつ土砂につきましては、自然由来のものであり、廃棄物処理法の対象外となります。なお、今回、埋め戻しに使用された八代港のしゅんせつ土砂につきましては、国交省において、関係法令に基づき、事前に専門分析機関で検査され、水底土砂に係る判定基準に適合していることが確認されております。

また、製鋼スラグは、銑鉄やスクラップから成分を調製し、鋼を製造する工程で発生する副産物でございますが、鉄鋼スラグ協会で、鉄鋼スラグ製品の管理に関するガイドラインに基づき、道路工事の路盤材、土木工事用の材料として品質管理され、土壌汚染対策法に基づく土壌環境基準に適合したものが築堤材料等の土木用資材として利用されてお

ます。

製鋼スラグは、一定の品質基準に適合したものであれば、国などの機関が重点的に利用することを認められるグリーン購入法の特定調達品目としても認められているところでございます。

今回のスラグの利用につきましては、山口海運から、平成27年3月に相談を受けています。

製鋼スラグは、水と接すると強いアルカリ性を示す特性もあることから、事業者には計画内容の説明を求め、廃棄物として埋立処理をされるおそれはないか、環境への悪影響の可能性はないかなど、慎重に協議を行ってまいりました。

計画では、搬入前に溶出検査等による環境基準を満たした安全なスラグ製品を使用して築堤する事業であり、築堤内にたまった水が直接外海に流出しないよう、調整池を設けて、強いアルカリ性を中和装置により許容される環境基準値内にして海域へ排出するものとなっております。

循環社会推進課においては、計画に反する品質、施工方法、使用量、用途などの禁止、天草市役所への事前説明の実施、製鋼スラグ納入会社及び施工業者との間で事前確認書等の締結、工事進捗や関係調査結果の定期報告等の条件を付して、平成27年9月に廃棄物処理法の対象とならない利用であることを確認したものでございます。

なお、海への排水は、放流末端でのPH測定の手引により実施させ、基準値内であることを確認しております。

県といたしましては、これまで、知事への申し入れ事項等について、製鋼スラグの搬入を一旦停止させるとともに、施工状況の確認や環境影響のモニタリング調査を行い、地元への説明を行っているところではございますが、県の採石事業に対する指導監督のあり方、しゅんせつ土砂、製鋼スラグに対する不

安や懸念は払拭されておられません。

採石場の水質や土壌の検査につきましては、8月22日に県が独自調査したところでは、環境への影響は認められませんでした。また、9月23日にも、住民立ち合いのもと、2回目の立入検査を実施しております。採取した検体の検査結果が出次第、御所浦まちづくり協議会に説明することとしています。

また、今後、採石事業に対する指導監督体制の強化を図るとともに、しゅんせつ土砂や製鋼スラグを利用した事業計画について、地域住民の不安が払拭できるよう丁寧に説明を行うとともに、住民と事業者に対し要請を行い、住民と事業者との間での緑化や環境保全に関して協議ができるよう、関係づくりに努めてまいります。

説明は以上でございます。よろしく御審議をお願いします。

○内野幸喜委員長 ただいまの説明に関して質疑はありませんか。

○西岡勝成委員 私も、この請願に対して、紹介議員の一人として名を連ねておりますし、この委員会に所属しているのは私だけでございますので、2～3、先生方にも御理解をいただくために説明をしておきたいと思いますが、8月5日に、地域振興会や区長会を初め、2,000名、御所浦は大体3,000名ぐらいですから、約7～8割の住民の署名をもって知事に申し入れ書を提出されております。

たまたま、私たち3議員とも、ちょっと委員会の視察等でおりましたので、早目に、2,000名を超える人たちの要望であるので、現地を見に行こうと、これはどちらの立場で行ったわけではございません。まず、現地をきちっと把握しておく必要があるということで採石場跡地に行きましたし、また、請願を出された方々の代表者の皆さん方とも意見交換をしております。

現場に行ったときに、請願者の人たちとちょっと争いになりそうな雰囲気もありましたので、私たちは、ここには両方の、誰が悪いとかいいとかという立場で来たのじゃないと、現場を視察しに来ましたので、その辺は、そういう争い事にならぬようにということでなだめたこともありましたが、まず現場を見ようと。

ただ、私は、今回の——御所浦という地域が、もう御案内のように、水俣病で7～8割の方々が被災をされている地域でありますし、また、御所浦の住民からすると、全く車でも行けない、船で回らぬと見えないところであるところで、こういう採石、また鉄鋼スラグで地盤強化がされているということで、島民の人たちも、ほとんど知られてなかったのが、こういうことが行われているということで、いろいろな意見も出て、何でもまた御所浦にこういうものを持ち込むのかというのが住民の偽らざる不安だったと思います。

倉岳にも、この鉄鋼スラグが1回、何年か前に持ち込まれて、これは違法にされていたということで、全撤去された経緯もございます。

ただ、執行部のいろいろな話を聞くと、やはり私は、全体として説明責任が、住民に対する説明が届いてないという感じがいたしました。執行部も、この採石場というのは、県下に百何十カ所あるそうで、その担当がただ2人しかいないというような話も聞きましたし、同情できる部分もあるんですけども、何か問題を——私もずっと環境関係に長い間所属しておりますが、水俣病にしても、有明海の違法な砂利、砂の採取にしても、フライアッシュにしても、何か経済と環境のはざまで、裏表のところで弱い部分が出てきているところに、こういう問題が惹起してきているような感じがしてなりません。

有明海の特別委員会までつくってやっておりますけれども、結局、悪いことをした人間

が罰金も払わぬでそのまま残つとると、環境は荒らされっ放し、要するにアサリもそういうことでなかなか再生しないというような状況の中にあるわけでございまして、やっぱり住民の人たちが、本当にまたぞろこういう環境問題に自分たちが知らぬ間に巻き込まれているんじゃないかという不安はわかります。私はわかります。

だから、私も、実際行って、今説明のとおり、鉄鋼スラグの問題と——これはちょっと別なんですね、採石とは。採石は、やっぱり採石する中で、段切りをせないかぬし、緑化もせないかぬ。それは守られてない。すると、平成14年と平成24年に誓約書をつくっておりますけれども、それが実際業者に守られておるかということも、後でちょっと質問をしたいと思っておりますけれども、そういう中で再度認可をおろすのかですね。

それと、鉄鋼スラグについては、やっぱりいろいろなところで、八ッ場ダムでも、瀬戸内でも、また、先ほど話しました倉岳でも、過去にそういう経緯があります。

今、協会のほうで、いろいろマニュアルといますか、規定をつくって、ガイドラインをつくって、いろいろなそういう問題が生じないようにしているんですけれども、まだ疑義の部分が私はあると思っておりますので、ぜひ、まず——今調査をしていただいております。そういうのが、住民の意向に従って調査もしていただいておりますので、その鉄鋼スラグについては、ぜひ——私も、本当は何も出らぬほうがいいんです。それは、八代海に、金額的には200億も300億もの魚類養殖があります。これが、一旦何か出ると、風評被害が起きます。

私は、水俣病のときも、あれは第3次だったですかね、あのハモ事件というのがありました。高級魚のハモが三角経由で京都に行って、それで本当に魚類養殖が売れなかったんですね。そういうことも私自身も経験をいた

しておりますし、それは、そういうことが起きると、本当これは熊本県、またぞろ大きな問題になりますので、できれば製鋼スラグと段切りの話は別々かもしれないけれども、やっぱり住民に丁寧な説明をしてこなかったというのは、まあ人員的に人が少なかったからということはあるにせよ、やはり住民にきちっとした説明をした上でそういうものを持ち込む——私は、経済発展するためには、それは石炭にしる製鋼スラグにしる、副産物として出てきますから、それはそれなりにまたいいものもあるので、活用していくということには賛成なんですけれども、ただ、そういうのが説明なく、知識も少ない住民が疑義を持つようなやり方は、やっぱり決していいことじゃないと思いますので、その辺は、もう後からでもいいですから、今からでも十分説明をした上で認可をするなり、そういうことをしていかないと、私は、これで何も出ないと一番いいと思っているんですけれども、出たら大変ですよ。八ッ場ダムじゃ、六価クロムとかフッ素とか、非常に環境に影響するような物質も出て、いろいろな問題になって、全部撤去している部分もあるわけですから、そういうこと。

そしてもう1つ、これは対価を払っていかなんですね、出すほうは。だから、200円で買ってもらっているんですよ、業者に。これが、何で200円で買ってわざわざ天草くんだりまで瀬戸内から持ってくるのかと、まあ疑問点もありますので、その辺もやっぱり含めて——これは、こっちが金もらうと廃棄物になるわけですから、廃棄物、これは違反です。その辺も含めて、やはりきちっとした調査あたりもすべきだと思いますので、よろしくお願いいたします。

○前野エネルギー政策課長 採石法を担当、所管しますエネルギー政策課でございます。

確かに、県内には100カ所ほど採石場がご



ざいまして、なかなか行き届かないところもございました。この御所浦の採石場につきましては、年に1回程度しか行っておりませんでした。

県庁の内部でも、監視体制の強化について、上司から指示を受けて検討をしているところがございます。

また、地域住民に対する説明、今回、御所浦を初め、近くに住家等がありましたら、そういうところで採石場を営む場合、地域の方々の了解を得ながら進めるように指導してまいりたいと思います。

以上でございます。

○久保循環社会推進課長 循環社会推進課でございます。

製鋼スラグにつきましては、きちんとした使い方をすれば、安全なりサイクル材だというふうに思っております。

実際、今現地で確認します限り、そして環境調査の結果を踏まえましても、今のところ問題はないという状況でございます、今後も丁寧に住民の皆様にご説明をしてみたいと思っております。

ただ、委員御指摘のとおり、事前説明を行わずに事業が開始されたことが、住民の不満の大きな原因ではないかということは、ちょっとそのとおりにかなと思っております、事業者に対して、地元市町村とか地域の住民に説明するように指導はしておったんですけども、事業者は、天草市には説明しましたものの、ただ、採石場の周辺には住家がない、そういう現場でございますので、事業者側の判断で住民への説明は行っていないという状況でございます。

今後、今回の件を踏まえまして、住民への事前周知も含めまして、より適切な指導方法について、関係部局とも連携しながら検討してまいりたいというふうに思っております。

それとあと、逆有償の可能性についてです

けれども、確かに販売代金より運送費が高くなる逆有償に当たる案件だと思っております。実際、販売先である山口海運以外の海運業者に対して、という販売業者が金を払って運送させているというところがございますが、ただ、販売代金以上の金品の支払いはないと、山口海運に対してですね、そういうふうな報告を受け取っております。

法令上は、この逆有償、これ1つだけで廃棄物の該当性を判断することはできないという環境省の見解もございますので、こういう事実関係は私どもも事前に把握はしておりますけれども、最終的には、総合的な判断ということで、廃棄物ではないという判断をしたところでございます。

それと、岡山からなぜ持ってくるのかという話でございますけれども、九州内で製鋼スラグを製造、販売しているのは新日鉄住金と、日鉄住金という業者がございまして、八幡と大分市に2カ所拠点がございます。ただ、今回の場合が、4万9,000立米という量でございますので、陸上輸送より海上輸送のほうがはるかに有利と。そうなりますと、九州の事業者だけではなく、中国地方——四国にはございませんので、中国地方の事業者もターゲットに入ってくるということでございます。

山口海運側は、多分事業者としての採算性といえますか、そういったものを踏まえて購入先を判断したものというふうに思っておりますが、山口海運自身からは、という業者が全国でも有数の大手の販売業者でございまして、万一スラグ撤去が必要になった場合でも、管理体制の面も含めると、信頼できるメーカーだったからというような話で聞いております。

以上でございます。

○西岡勝成委員 いずれにしても、きょうは

農林水産はいらっしゃいませんが、水産と商工、そして環境生活部、それぞれ連携をとってですね。やはりこれは大きな問題であると。片一方では、経済成長のためにはそういう副産物も出てくると私たちも十分理解できますし、片一方では、環境面からすると、不安な部分はちゃんと払拭して、新しい技術の中でそういうものを活用していくという視点も大事だと私は思っております。

できれば、何も出てこんでほしいという気持ちで私自身はいっぱいなんですけど、ただ、採石にしても、いろいろ守られてない部分もあるのも事実でございますし、その辺はちゃんと指摘をしながら、住民が安心して——それは骨材も一緒なんです、砂も必要ですよ。ただ、決められた、ちゃんと基準に基づいてやらせないで、目が届かんだって逃げる話じゃありませんから、ぜひその辺は業者とも連携をとりながらやっていただきたいと思っております。

この件については、私は、まあ中身をとって、表題とかいろいろ問題もありそうなので、継続でも結構だと思います。

○内野幸喜委員長 ほか質疑ありますか。

○岩中伸司委員 非常にわかりにくいんですけども、今説明をいただいたら、県も説明が十分じゃなかったということですけども、それなりにやって、この事業者自体の責任というのは、そこら辺は現状どうなっているんですか、この事業者に対する。

○前野エネルギー政策課長 本来なら、事業者の方が地元のところをというのがあるんですが、今回の請願者の方々は、県に対してこういうような説明を求めています。

我々も、事業者の方とその設定ができないかなということで、先ほど最後に申し上げました、環境保全とか緑化についての話し合い

ができるような場を、環境づくりをつくっていきたいなと思っております。

以上でございます。

○岩中伸司委員 そういった意味では、ぜひ、何かみんな県の責任だけということじゃなくて、やっぱりそういう事業者自体の責任というのはあると思うので、それは責任持ってやっぱり説明もさせていくということをしつかり指導していかぬかなというふうに思いますけれどもね。

○磯田毅委員 私も、実は30年ぐらい前から御所浦にずっと、恐らく200回近く魚釣りに通った経緯があるんですけども、そういう中で、船を通るときもあります、その採石場の何か異様な姿、緑の中にぱっと出てくるこの姿の中で、2,000人の方が——もうあそこは本当に人口減少の激しいところですけども、そういうところの住民の方が2,000人も署名されているということを考えれば、ただ単に問題がないとか、まあこれは八代港のしゅんせつ土砂ですけど、私の近くの問題ではありますけれども、そういった島民の人たちの懸念というのをしっかりと捉えてやってもらいたいと思います。

○内野幸喜委員長 ほか質疑ありませんか。

○溝口幸治委員 質疑というか、我が党というか、西岡先生、池田先生、楠本先生というのはもう地元ですから、地元の方々が印鑑を押された請願書ですから、非常に重いと思います。非常に重いと思いますが、県の説明を聞くと、今のところスラグの搬入については一旦停止をしているということと、今、立入検査もまちづくり協議会の皆さん方と一緒にやっている、そして、それが近々検査結果が出るので、それについて県としても当事者にしっかりと説明をしたいというお話がありまし

た。

それから、今それぞれの先生からもおっしゃったように、要は住民と事業者と県との信頼関係というか、そこがしっくりきてないので、そこをきちっとこれから詰めていく、信頼関係を構築していく、その上で緑化とか環境に関する話し合いの場を持って、そういった取り決めをしっかりと3者でやっていくというようなお話がありましたし、それぞれの先生方もそこが多分ポイントだったと思いますので、ぜひ、これは非常に重い請願だと、中身が重いと思いますので、このことをしっかりとやっていただく、そのことをまず、その覚悟をきちっとそれなりのポジションの方がお答えいただいて、それを聞いた上でどうするかということを最終的に決めさせていただきたいと思います。

○坂本政策審議監 今溝口先生のほうからお話しいただきましたように、この請願と知事に対する申し入れ書、2,000人の署名付きの申し入れ書というのは、非常に重たいものだというふうに私どもも認識をしております。

その上で、事業内容の精査並びに環境調査等も、その後、逐次実施をしております。その中で、法律上または国が出している通知上は、大きな問題はないというふうに確認がとれております。

でも、先ほど言いました、大きな問題という認識で受けとめておりますので、そこをどうすり合わせをしていくかということが今後大きな課題だと思いますので、県といたしましては、やっぱり3つの大きな取り組みが必要になってくるんだろうというふうに思います。

1つは、やっぱり丁寧に、かつ我慢強く説明していくということが必要だと。その上で、先ほど先生のほうからもお話がありました、事業者の方々と住民の方々の話し合う場をして、最終的には緑化及び環境保全につ

いての協定書的なものを、申し合わせ事項と申すんでしょうか、そういうものを取りまとめて、県が立ち合いをしながら、そこを取りまとめるよう努力していきたいというふうに考えております。

2点目でございますけれども、これは事業内容が、私どもがつかんでいる事業内容どおりにきちんと履行されるのかどうか、それとあわせて、その周りに環境の影響がないかどうかの継続的なモニタリング調査、当然抜き打ち調査等もやらなければならないというふうに思いますが、そういうことを継続的にやっていくというのが2点目でございます。

3点目には、先ほど採石法関係とか、私どもものところでも、体制の不備の部分もございますので、そこについて、今までのあり方について十分検証をして、その上でどうあるべきかということ踏まえて、是正ができるところはきちんと是正をしまいたいというふうに考えております。

そうすることによって、住民の理解は少しなりとは深まっていくものだというふうに確信をしておりますので、そのように努力をしまいたいというふうに考えております。

以上でございます。

○溝口幸治委員 わかりました。

○内野幸喜委員長 ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○内野幸喜委員長 なければ、この請第18号について、採決に入りたいと思います。

請第18号については、いかがいたしましょうか。

（「継続」「採択」と呼ぶ者あり）

○溝口幸治委員 今の取り組みをやっていただくという条件をつけて、継続でお願いします。

○内野幸喜委員長 今、継続と採択という意見がありましたので、まず継続についてお諮りいたします。

請第18号を継続審査とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○内野幸喜委員長 挙手多数と認めます。よって、請第18号は、継続審査とすることに決定いたしました。

この請第18号については、今もずっと話があったように、地域の方々の不安の解消のために、県もしっかりとした取り組みをやっていただきたいというように思います。

次に、閉会中の継続審査事件についてお諮りいたします。

議事次第に記載の事項について、閉会中も継続審査することを議長に申し出ることとしてよろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○内野幸喜委員長 それでは、そのように取り計らいます。

ここで、一旦5分間、トイレ休憩をさせていただきますと思いますが、よろしいですか。

（「ありがとうございます」と呼ぶ者あり）

午後0時21分休憩

午後0時26分開議

○内野幸喜委員長 それでは、休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

次に、その他に入ります。

議事に記載のとおり、執行部から報告の申し出が5件あっております。

まず、報告について執行部の説明を求めた後、一括して質疑を受けたいと思います。

それでは、担当課長から、資料に従い報告をお願いします。

○磯田政策審議監 それでは、復旧・復興プ

ランの改訂案につきまして御説明をさせていただきます。

お手元に4種類の資料が御用意されているかと思えます。A4のプランの改訂についてという1枚紙、それから、復旧・復興プランの本編という、ちょっとA4の分厚いほうですね。それから、同じくA4でロードマップと書いたもの、それからA3のカラーコピーが2枚あるかと思えます。この4点セットがございます。主にA4の資料とカラーコピーで——ございませんか。4点でございます。

復旧・復興プランにつきましては、8月3日に策定をしておりますが、その際、プランの本編とロードマップについて、9月末ごろを目途に改定を行うこととしておりました。本日は、この改定のポイントにつきまして御説明申し上げます。

なお、昨日、本日の各常任委員会で、同じ資料を使って各部の筆頭課より御報告をさせていただいております。

それでは、お手元の資料のA4のこの1枚紙、平成28年熊本地震からの復旧・復興プランの改訂についてと書かれた資料をごらんいただければと思います。

今回の改定のポイントは3点でございます。1つ目は、熊本地震の被害額についてでございます。

これまで、農林水産関係、商工関係といった項目ごとの被害額の公表を行ってまいりましたが、県全体の集計額としては今回初めての公表となります。このA4 1枚紙のこの四角の囲みの中に書いております。トータルで約3.8兆円となりました。

各項目の被害額については、このプランの本編の2ページに載せております。また、きょう朝の地元紙にも載っておりますが、このプランの2ページに載っておりますので、ごらんいただければと思います。

被害は現時点での数字でございまして、また今後変動する可能性がございますことを御

承知おきいただければと思います。

続きまして、ポイントの2つ目でございます。復旧・復興プランのおおむね4年間の取り組みの充実・明確化でございます。このA4の紙ですと、この下のほうになりますね。A4の1枚紙の下段のほうでございます。

申しわけございません。具体的には、このA3のカラーコピーを開いていただいてもよろしゅうございますでしょうか。2枚ございまして、まず1枚目というのは、ちょっと右のほうにくまモンの絵が入っているのが1枚目でございます。

資料右側に、このくまモンの絵が描いてある1枚目の右側のほうにございます。新たな熊本の創造に向け、おおむね4年間の取り組み等というのがこの右のほうにございます。ここにつきまして、今回の改定で内容の充実と明確化を図っております。その具体的な内容を、もう1枚のカラーコピーのほうに記載しております。

この2枚目のカラーコピーのほうですね。この中に、4色に色を分けております。

緑のところ、(1)安心で希望に満ちた暮らしの創造、(2)未来へつなぐ資産の創造、(3)次代を担う力強い地域産業の創造、そして(4)として、世界とつながる新たな熊本の創造を掲げております。この中に、13の施策ごとに具体的な取り組み施策を書き出しております。

当委員会に関係する主な事項を幾つか申し上げますと、環境生活部関係では、左側2番目、施策2の安全安心で暮らし学べる生活環境づくりの中で、ちょっと直接ここには書いておりませんが、災害廃棄物の計画的な処理を進めていくこととしております。

また、施策6、一番下です。くまもとの誇りの回復と宝の継承の中で、阿蘇くじゅう国立公園における国立公園満喫プロジェクトを推進していくこととしております。

この2項目につきましては、後ほど関係課

から詳細な報告をさせていただきます。

企業局関係では、施策4、左側の青い色のところ、施策4の2つ目のダイヤのところに、社会資本等の強靱化とございます。その中で、工業用水道施設の強靱化等に取り組むこととしております。

商工観光労働部関係では、右側のほうですね。施策8において、企業の生産性向上やリーディング企業の創出の支援、熊本地震の経験も強みにしての企業誘致、また、災害に強い体制づくりの支援などに取り組むこととしております。

また、施策10では、熊本城の復元過程を活用しての誘客など、地域資源を生かした観光の取り組みを、施策11では、地域を支える人材の確保、育成や若者の定着のための取り組みを進めることとしております。

また、一番下、施策13において、さらなるアジア、世界への展開とともに、3年後の国際スポーツ大会の開催に向けた取り組みを進めていくこととしております。

済みません、それからまたA4のこの1枚紙にちょっと戻ります。

3つ目のポイントでございます。

ロードマップ、先ほどA4のこのちょっと分厚目のほうにロードマップというのをつくっております。このロードマップの内容の一部修正と項目の追加をしております。8月3日に公表したロードマップの項目に、4項目を追加しております。追加した項目を、このA4の1枚紙のほうに4項目書いております。

当委員会関係では、ナンバー20の復興を担う人材の確保、育成と若者の県内就職促進について、それから、特に県民と一体となって取り組む必要があるという観点もございまして、ナンバー28の国際スポーツ大会等を通した復興する熊本の世界への発信について、それぞれその行程を示しております。

済みません、簡単でございますが、以上が

今回のプランの改定の主な内容でございます。これから、このプランに記載の取り組みを、県庁全体で全力を挙げて着実に進めて、熊本の復旧、復興を図ってまいります。

説明は以上でございます。

○藤本水俣病審査課長 水俣病審査課です。

お手元の資料の経済環境常任委員会報告事項の冊子をお願いいたします。

その1ページをお願いいたします。

水俣病対策の状況につきまして、前回6月7日の当委員会で御報告した後の状況について御説明させていただきます。

1の水俣病対策の主な経緯についてですが、6月16日、障害補償費の不支給決定取り消し及び支給義務付けを求める行政訴訟について、これは水俣病関西訴訟で損害賠償が認められ、その後、公健法上も県から水俣病として認定された方が、県に対して公健法に基づく補償を請求され、県は不支給を決定し、それを不服として訴訟を起こされた事案でございますが、福岡高裁から県一部敗訴の判決が出されました。判決を受け、6月29日に、最高裁判所に対して上告受理の申し立てを行っております。

6月24日ですが、5月22日に開催した第233回認定審査会に係る答申を受け、40件の棄却処分を行いました。

次に、7月21日ですが、食品衛生法に基づく水俣病の法定調査等の義務付け等請求訴訟、これは、水俣病の患者発生を食中毒事件として取り扱い、調査等の実施を求める訴訟ですが、東京高裁から国・県勝訴の判決が出されました。なお、原告が上告しませんでしたので、勝訴の判決が確定いたしております。

また、7月24日ですが、県の認定審査会を開催し、33件の審査を行いました。審査結果は、括弧書きになりますが、8月26日付で32件の棄却処分、残りの1件は審査会からの答

申が保留されております。

最後に、8月20日ですが、第40回臨水審、国の臨時水俣病認定審査会が開催され、10件の審査が行われました。審査結果は、括弧書きになりますが、9件の棄却処分となっております。残りの1件は、事務手続中とのことであります。

次に、2の認定業務の状況ですが、(1)の認定申請の状況については、9月6日現在の認定申請件数は1,214件となっております。このうち、国の臨時水俣病認定審査会の審査を求めている方につきましては、括弧書きのとおり、11件となっております。

(2)の認定検診の状況については、県外の医療機関等への委託検診のほか、水俣市立総合医療センターなどにおいて、県からの派遣医師による検診を実施し、検診促進に努めております。

次に、3の水俣病に関する裁判の状況についてですが、(1)と次のページの(2)につきましては、先ほど主な経緯のところでも御説明したとおりでございます。

(3)でございますが、現在、裁判につきましては、国家賠償等請求訴訟が5件、認定義務づけ等訴訟など行政訴訟が3件の合計8件の訴訟が提起されております。いずれの訴訟におきましても、県として、司法の場で主張、立証を行い、適切に対応してまいります。

水俣病審査課は以上でございます。

○中尾自然保護課長 自然保護課でございます。

同資料の5ページをお願いします。

阿蘇くじゅう国立公園に係る国立公園満喫プロジェクトについてでございます。

まず、経緯でございます。

本年3月に、政府が、日本を訪れる外国人旅行者——これはインバウンドと称しておりますけれども、外国人旅行者をふやすための

新たな行動計画「明日の日本を支える観光ビジョン」を策定されました。その施策の一つとして、国立公園のナショナルパークとしてのブランド化を掲げられております。

その具体策として、国立公園満喫プロジェクトと称しまして、全国32カ所の国立公園のうち、8カ所の国立公園で国立公園ステップアッププログラム2020を策定し、2020年——これは東京オリンピックでございますけれども、を目標に、インバウンド受け入れ環境の整備、海外への情報発信強化、海外の富裕層を引きつける民間施設の誘致など、具体的な取り組みを行うこととしております。

同じく、本年7月25日に、阿蘇くじゅう国立公園が、全国8カ所の先導的モデル箇所として選定をされました。

この選定に当たりましては、知事、それから吉永県議会議長等、多くの方々の陳情活動等の協力を得ながら、県が一体となって取り組むところを国に認められたというふうに認識をしております。

2番目に、推進体制でございます。

国立公園満喫プロジェクト・阿蘇くじゅう地域協議会を9月1日に設置を行いました。具体的な協議として、熊本県側として、阿蘇地域部会、大分県として、くじゅう地域部会を開催し、それぞれの部会で作業部会を設け、景観、交通アクセス、観光施設誘致などのテーマごとに分かれて協議を行うということとしております。

協議会の構成メンバーでございますけれども、国は、九州地方環境事務所、それから九州陸運局等4つございます。それから、大分県、関係市町村、民間団体、有識者からの構成となっております。

次に、ステップアッププログラム2020の具体的な取り組み内容でございます。一応例として、3つほど掲げております。

まず1つ目として、交通拠点から国立公園までのアクセスルートにおける取組方

針でございます。これにつきましては、標識案内の多言語化あるいは施設のユニバーサル化等を取り組み方針として検討していくというふうにしております。

2番目として、国立公園区域内の利用の拡大でございます。これは、ビューポイント、要するに重点地域の設定でございます。現在、阿蘇の山上、草千里、それから大観峰、それから南阿蘇谷、それから菊池溪谷等を考えておるところでございます。

それに向けまして、外国人向けツアーの開発であり、ICT活用による情報供給と、あるいはWi-Fi環境整備等を考えていくということとしております。

3つ目として、プロモーション・誘導策でございます。これは、外務省、環境省との連携により、世界に向けた情報発信を行っていくということでございます。

次に、このプログラムの策定のスケジュールでございますけれども、年内の策定を目指しまして、協議会を3回ほど開催しまして策定を行っていくということとしております。

以上、自然公園課の説明を終わります。

○久保循環社会推進課長 循環社会推進課です。

環境生活部の報告資料6ページの熊本地震に係る災害廃棄物処理の状況についてをお願いいたします。

1、熊本県災害廃棄物処理実行計画の概要につきましては、6月に定め、公表しました実行計画のポイントを記載したものでございますけれども、これまでに御説明を申し上げますので、説明は割愛させていただきます。

なお、(1)の発生推計量につきましては、6月1日時点の市町村からの報告に基づいておりますが、その後の公費解体の申請状況や災害廃棄物の処理実績を踏まえて、本年末にこの推計量を含めた処理実行計画全体を見直

す予定でございます。

7ページの2、二次仮置場の整備状況をごらんください。

空港南側の県有地で進めております2次仮置き場の整備状況でございます。

6月初めから全体設計を進め、7月初旬に土木工事を発注し、中旬には着工しております。全体が9.8ヘクタールと広大でございますので、早期オープンを目指すために、3工区に分割して発注しております。それが、図のとおり、木くずゾーン、コン殻・瓦ゾーン、混合廃棄物ゾーンの3つでございます。アスファルト舗装や通路や施設などの整備と、工事を進めておりますけれども、あすから、まず木くずゾーンの約3.4ヘクタールをオープンさせまして、1日当たり240トンほどの受け入れを開始いたします。その後、順次、コン殻ゾーンを10月末、混合廃棄物ゾーンを12月と、オープンさせる予定でございます。

なお、処理につきましては、県内を中心とした産業廃棄物処理事業者12者で構成する熊本県災害廃棄物処理事業連合体が当たります。

公費解体により生じた解体ごみの大きな受け皿でございまして、事務委託を受けた7市町村や関係事業者と連携しまして、円滑な処理を図ってまいります。

次に、3、損壊家屋等の公費解体の進捗状況です。

6月末に甲佐町で第1号に着手して以来、丸3カ月となっております。9月9日現在では、公費解体に取り組む26市町村で、申請に対する進捗率は16.2%、被災市町村が今後の申請分を含めて想定している解体数、(A)でございますけれども、これに対しては約9.9%となっております。

ただ、先週末、9月22日現在で、熊本市や益城町あたりの被災が大きかったところにつきまして聞き取りしましたところ、解体済み

が約330棟ほどふえているという状況でございます。その数を加えますと、それぞれ17.3%、11%という状況でございます。

被災市町村が立てた計画に照らせば、全体的には計画どおり進んでおります。ただ、まだまだ市町村間のばらつきも多いところがございます。1棟当たりの解体スピード、投入可能な解体業者数、解体ごみの受け皿となる仮置き場、いろいろ物理的な制約というのはございますけれども、被災者の生活再建を急ぎたいお気持ちを踏まえて、県の2次仮置き場の段階的なオープンなどにより、解体ごみの処理先の確保を進めますとともに、解体工事業界とも業者数などの調整を進め、今後も可能な限りスピードアップを図っていききたいというふうに考えております。

最後に、4、財政支援措置ですけれども、7月から8月にかけて、災害廃棄物処理事業と施設災害復旧事業について、国から市町村への財政支援措置が示されております。

(1)災害等廃棄物処理事業費補助金につきましては、国庫補助は2分の1と通常どおりでございますが、災害対策債などの交付税措置により97.5%が最低限度の支援となります。これに、補正予算説明で申し上げました基金による助成が加わりまして、被害と税収の規模に応じて、最大0.3%まで負担が軽減されるということになっております。

また、(2)廃棄物処理施設災害復旧事業費につきましては、通常災害では2分の1の補助率が8割まで引き上げられ、残り2割の95%を補助災害復旧事業債の交付税措置で充当されることにより、市町村の実質負担を1%まで軽減するという措置になっております。

いずれも阪神・淡路大震災を上回る措置でございまして、被災市町村の負担の最小化を図られたと考えております。

引き続き、早期の災害復旧、復興へ向けまして、誠心誠意全力で取り組んでまいりますので、今後とも委員各位の御支援、御協力を



よろしく願いいたします。

循環社会推進課からの報告は以上でございます。

○福島企業局次長 企業局でございます。

報告事項の企業局分の資料の1ページをお願いいたします。

荒瀬ダムの撤去について御報告申し上げます。

まず、1の平成27年度の工事状況について御説明申し上げます。

昨年度は、中段の図で、赤で示しております部分の撤去を行いました。まず、4月に①の水位低下ゲートの撤去を行い、次に、8月から10月にかけて、②の管理橋の撤去を行いました。その後、11月から③の門柱の撤去を行い、予定していた工事を完了しております。

下段の写真が、施工状況の写真でございます。

2ページをお願いします。

上段の写真が、9月時点の現況の写真でございます。現時点では、河川内にございます陸上部の構造物がほとんど姿を消しております。

次に、2の平成28年度工事の予定を御説明いたします。

中段の図をごらんください。

今年度は、図に赤で示しております本体の左岸部を撤去する計画でございます。

下段の図をごらんください。

今年度末のイメージ図でございます。工事完了後はこのようになる予定です。

平成29年度の撤去完了に向けまして、引き続き安全や環境に十分配慮して、荒瀬ダムの撤去を確実に進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○内野幸喜委員長 以上で報告の説明が終了

しましたので、質疑を受けたいと思います。

質疑はありませんか。

○西岡勝成委員 2点お聞きしたいと思います。

まず、このカラーのやつで、復旧・復興プランに合わせての地方創生——地方創生が消えたらいかぬので。

地元のことで大変恐縮なんですけど、牛深町には、水産関係で、大体地元の銀行のあれでは130億ぐらいの生産量があるんですが、今、商工関係でも、加工場の近代化を進めるのに、どうしても人手不足、過疎化が進み、若手がない、経営者はおっても労働者がいないという状況の中で、外国人を入れている——枕崎あたりは200人も300人も外国人労働者を入れているところがございますが、牛深は1件だけ、10人ぐらいの外国人。ただ、中小企業は、なかなか、外国人を入れるといっても、非常に難しい部分があって、その分私にはやっぱり機械化を進めないかぬと思っておりますが、機械化がなかなか進みません。県からもいろいろ調査をしていただいて、どの部分が合理化ができるかというようなことで調査をしていただいておりますが、やはりかなりの資金もかかります。

農業は、いろいろな助成金があってそういうのがうまくいく部分があって、例えば、昔からすると、随分農作業に人がいらっしやいませんけれども、田んぼを耕すにしても、植えるにしても、収穫するにしても、ほとんど機械でやっておられますけれども、そういう部分がまだなかなか水産加工場あたりでできない部分があって、これから、先ほども申しますように、海外戦略をやっていくには、やはり効率化というものを強力に進めていかなければならないと思いますので、ぜひ、これはもう要望でいいんですけども、商工のほうで、そういう近代化、効率化、そして助成も含めて、そういう体制づくりをお

願いたいと思います。これは要望で結構です。

もう1つ、企業局。

今回、水害もありましたけれども、流木がかなり有明海、八代海に流出をしております。ダムを撤去すると、そのダムにたまりよった分が全部、まあ球磨の球泉洞があるところから流れて、最終的には海に来るわけですよ。瀬戸石ダムが今あるけんまだいいんですけども、あれがダムがなくなったら、本当迷惑な話なんですよ、あの流木というのは。

それで、いかだあたりも、いかだの網を突き破るんですよ、波で。そうしたら、魚は逃げるし、あれは撤去と同時にやはり流木等の処理等も考えていかないと、ダムで助かっている部分があったと思いますよ、それは荒瀬にしても。今、瀬戸石がまだ残ってるけんよかばってん、そういうこともぜひ何か、これはもう河川のあれになると思いますけれども、撤去するばかりじゃなくて、次のことも含めて何か考えとかんと、本当に迷惑な話です。もう海に出たら、ばあっと広がるんですよ。処理に物すごく金がかかる。だけん、あの辺の川でどこかとめるような、網をかけて。やっぱり将来的には、この撤去ばかりじゃなくて、考えるべきだと思う。これはいいです、もう答えは多分あなた方から出てこないから。一応、それだけ言っておきます。

○内野幸喜委員長 ほかありませんか。

○末松直洋委員 損壊家屋の公費解体がもう始まっているということで、非常にばらつきが深刻な状況であるという、宇城もかなりひどかったんですけども、かなりちょっとおくられているかなという感じがするんですけども、地震と同時に、また6月の大雨の被害がかなり宇城、上益城は大きくて、その工事が今後発注されていくような状況で、やはり建設業者がかなりそっちに行ってしまうと、

公費解体のほうがおくらせていきはせぬかなという心配があるんですけども、そこら辺はどうなんでしょうか。

○久保循環社会推進課長 委員おっしゃるとおり、そういう季節に入ってきております。

県内全体の復旧、復興ということを考えれば、そういったほかの部分の公共施設ですとか、また家屋ですとか、そういうものの新築、そういったものも含めまして業者の方にはフルにやっぱり動いていただかねばなりませんけれども、その家屋についての復旧の前提となる解体、これについては、少し業者数が大丈夫かということちょっと心配しておりますので、解体工事業界と今そこは話を進めておるところです。

ちょっと県内の皆さんで無理であれば、九州内の解体工事の専門業者さんたちにもお声がけをして、できるだけ数を確保していくというような形で進めてまいりたいと思っております。

○末松直洋委員 解体がおくれれば、復旧も復興もさらにおくらせていきますので、そこら辺のほう特に要望しておきます。よろしくお願いたします。

○内野幸喜委員長 ほか何かありますか。――なければ、これで報告に対する質疑を終了いたします。

ほかに、その他で何かございますか。

○溝口幸治委員 北朝鮮による日本人拉致問題の早急な解決を求める意見書の提出を提案したいと思います。

○内野幸喜委員長 ただいま溝口委員から意見書提出についての御提案がありました、溝口委員が意見書の案を用意しておられますので、事務局のほうから配付させます。

（意見書(案)を配付）

○溝口幸治委員 それでは、全文読み上げませんので、かいつまんで御説明いたします。

北朝鮮による日本人拉致問題の早急な解決を求める意見書(案)でございます。

もう御存じのとおり、北朝鮮は、我が国の排他的経済水域に繰り返しミサイルを撃ち込んでおります。これは、仮にミサイルじゃないと主張される方がいらっしゃいますが、人工衛星だとしても、何遍も繰り返し排他的経済水域の中に入ってくるというのは、やっぱり異常だというふうに思います。

ことしに入って2回の核実験も強行いたしました。明確な国連の安保理決議の違反でありますし、我が国あるいは北東アジア地域の平和と安定を脅かす暴挙であり、強く抗議をしたいというふうに思います。

それに加えて、拉致問題が一向に解決をいたしません。数十年の自由を奪われている被害者本人、それから帰国を待つ家族の身になって考えれば、もはや限界を超えているのではないかというふうに推察をいたします。

今、核、それからミサイル問題が国際的な関心と呼んでおりますが、もちろんこの問題も大事でございますが、我が国は、何といたしても優先的に拉致問題を解決する、そこに全力を挙げて政府には取り組んでいただきたいというふうに考えております。

対話と圧力、そして行動対行動の原則を貫きながら、国際社会と連携をしてしっかりこの問題に取り組んでいただきますように、国に要望する意見書でございます。ぜひとも御賛同賜りますようよろしくお願いいたします。

○内野幸喜委員長 この意見書(案)について、質疑を受けたいと思いますが。

○岩中伸司委員 全体的には私も同調するところが——いつか出された意見書よりも、ち

よっとやわらかくなっているなという感じがしてなりませんが、最後ら辺に「対話と圧力、行動対行動の原則を貫き」というのがちょっと気になるんですけども、これまで出されたやつには、やっぱり徹底的に北朝鮮に対する対抗措置、いろんな規制をかけていくとか、そういうのが含まれていたように思うんですが、今回も、原則的には拉致問題を解決するというのが大前提の内容にはなっているなどは思うんですが、そういう理解でいいですかね。北朝鮮に対する制裁をもっと強化しながら、とにかく、ここに書かれている一言はあるんですが、対話と圧力という問題の内容について、どういう理解の仕方をしたらいいのか。

○溝口幸治委員 ここに書いてあるとおり、対話と圧力、行動対行動ということで、今、あらゆる制裁は、もうこれ以上ないというぐらいかけられております。これ以上の制裁は何かあるのかというものも政府では検討されているやに聞いておりますが、やるだけのことはやられているというふうに解釈をしております。

対話と圧力、最終的には北朝鮮が、このままでは国際社会の一員として不利益をこうむると、やはり日本人の拉致者を帰すことが北朝鮮にとっても大切なことだというふうに北朝鮮に理解をいただくような対話と圧力、そして行動対行動の原則を貫いていくというような趣旨でございます。

以上です。

○内野幸喜委員長 ほかに質疑はありませんか。

○岩中伸司委員 大体、対話と圧力に私は非常にひっかかってくるんですけども、やっぱり対話を続けながら解決をしていくというのが大原則というふうに思いますのでね。ま

あ、今回はあんまり、やむなしかなという感じもします。

○内野幸喜委員長 それでは、委員会から議長にこの意見書(案)の提出をしたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○内野幸喜委員長 御異議なしと認め、この意見書(案)により議長宛て提出することに決定しました。

ほかに、その他でございせんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○内野幸喜委員長 それでは、委員長には発言の取り消しの留保というのも認められています。先ほど、請第18号に関する久保循環社会推進課長の発言については、後刻、会議録を調査の上、措置することにいたします。

（「お任せします」と呼ぶ者あり）

○内野幸喜委員長 それでは、なければ以上で本日の議題は全て終了いたしました。

最後に、要望書が5件提出されておりますので、参考としてお手元に写しを配付しております。

それでは、これを持ちまして第4回経済環境常任委員会を閉会します。

午後0時59分閉会

熊本県議会委員会条例第29条の規定によりここに署名する

経済環境常任委員会委員長